

第六十四回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 四 号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 近江巳記夫君

理事 石井 一君

理事 宇野 宗佑君

理事 小川 平二君

理事 大橋 武夫君

理事 神田 博君

理事 小峯 柳多君

理事 坂本三三君

理事 藤尾 正行君

理事 増岡 博之君

理事 石川 次夫君

理事 中井徳次郎君

理事 松平 忠久君

理事 岡本 富夫君

理事 川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 (経済企画庁長官) 佐藤 一郎君

出席政府委員

経済企画庁長官 宮崎 仁君

生活局長 吉田 太郎一君

大蔵大臣官房審議官 吉光 久君

中小企業庁長官 植松 守雄君

内閣審議官 清水 湛君

法務省民事局付検事

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 中橋敬次郎君

商工委員会調査室長 椎野 幸雄君

委員の異動
十二月十日
辞任
中谷 鉄也君
西田 八郎君
米原 昶君
同日
米原 昶君
補欠選任
三宅 正一君
吉田 善造君
田代 文久君
同日
三宅 正一君
田代 文久君
補欠選任
中谷 鉄也君
米原 昶君

本日の会議に付した案件

水質汚濁防止法案(内閣提出第二号)

下請中小企業振興法案(内閣提出、第六十三回国会開法第九号)

〇八田委員長 これより会議を開きます。

この際、第六十三回国会、内閣提出、下請中小企業振興法案を議題といたします。

下請中小企業振興法案

(目的)

第一条 この法律は、下請中小企業の近代化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与する

ことを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、次号の政令で定める業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

三 企業組合

四 協業組合

2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうものをいう。

一 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ)の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造又は修理の設備又はこれに類する器具の製造又は修理

この法律において「下請事業者」とは、中小企

業者のうち、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて前項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行なうものをいう。

(振興基準)

第三条 通商産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

2 振興基準には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に関する事項

二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

四 その他下請中小企業の振興のために必要な事項

3 通商産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

(振興事業計画)

第五条 政令で指定する業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む法人たる親事業者(以下「特定親事業者」という。)及び事業協同

組合であつてその組合員の大部分が当該特定親事業者の営む指定事業について第二条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行ない、かつ、その行為を委託した親事業者との取引に關し主務省令で定める要件を備えている下請事業者（以下「特定下請事業者」という。）であるもの（以下「特定下請組合」という。）は、当該特定親事業者が当該特定下請組合の組合員である場合を除き、当該特定親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の設備の近代化、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に關する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 振興事業の目標及び内容

二 振興事業の実施時期

三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 振興事業の内容に当該特定下請組合がその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて共同利用施設を設置する事業（以下「共同利用施設事業」という。）がある場合において、当該共同利用施設事業を実施するのに準備金を積み立てる必要があるときは、振興事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

4 第一項の規定による業種の指定にあつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化又は産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

（承認の基準）

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。

二 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 当該特定下請組合の組合員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

四 当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

（振興事業計画の変更等）

第七条 第五条第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合が当該承認に係る振興事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条の規定は、第一項の承認に準用する。

（資金の確保）

第八条 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（下請中小企業振興準備金）
第九条 第五条第一項の承認を受けた特定下請組

合が承認計画で定める同条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対して経費を賦課した場合において、当該特定下請組合が当該賦課に基づいて納付された金額を下請中小企業振興準備金として積み立てたとき、又は当該特定下請事業者若しくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該特定下請組合又は特定下請事業者若しくは特定親事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

（報告の徴収）

第十条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

（下請企業振興協会）

第十一条 国及び都道府県は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なうもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に關し必要な指導及び助言を行なうように努めるものとする。

一 下請取引のあつせんを行なうこと。

二 下請取引に關する苦情又は紛争について相談に應ずること。

三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。

第十二条 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

（主務大臣等）

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四条の規定による指導又は助言について

は、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。

二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、指定事業及びその指定事業について第二条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。

3 通商産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

（罰則）

第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別振興臨時措置法（昭和三十五年法律第七十一号）」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第 号）」に改める。

3 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第 号）第五条第一項の承認を受けた事業協同組合であつてその承認に係る同項の振興事業を行なうもの及びその構成員で

あつて当該振興事業に参加するもの（第一号から第三号の二まで及び第六号から前号までに掲げるものを除く。）

第三号の四第二項中「第二号の事業」の下に「若しくは同項第十号の振興事業」を加える。

理由

下請中小企業の国民経済における重要な役割にかんがみ、その振興を図るため、振興基準の策定、振興事業計画の承認等の措置を講じて下請中小企業の近代化を効率的に促進するとともに、下請企業振興協会による下請取引のあっせん等を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八田委員長 ます、法案の趣旨説明を聴取いたします。宮澤通商産業大臣。

○宮澤通商産業大臣 下請中小企業振興法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

下請中小企業は、わが国産業に広範に存在し、わが国経済の重要な手として、その発展をささえてきており、今後とも、わが国産業の高度化の進展に伴い、その役割はますます増大するものと見込まれております。

しかしながら、下請中小企業は、受注の不安定、体質改善のおくれ等多くの問題をかかえており、さらには深刻な労働力不足、親事業者からの合理化要請の強化等きびしい環境に直面しております。

このような情勢に対処して、下請中小企業が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を効果的に発揮することができるようになることは、わが国経済のバランスのとれた発展を確保する上からも、きわめて重要な課題となっております。本法案は、このような観点から、下請中小企業の実態に即して効率的に近代化の促進をはかるとともに、下請取引のあっせん等を推進することにより、下請中小企業の振興をはかろうとするものであります。

すなわち、第一に、下請中小企業の振興に關し、下請中小企業者及び親事業者のよるべき振興基準を定めるとともに、これに基づき必要な指導、助言を行なうことといたしております。

第二に、国民経済上特に近代化を促進する必要がある下請中小企業について、特別の近代化制度を創設することといたしております。すなわち、下請中小企業者が組織する事業協同組合及びその親事業者が、親事業者の発注分野の明確化、下請中小企業者の設備の近代化、技術の向上、事業の共同化等を内容とする振興事業計画を作成して、政府の承認を受けることができることとしております。政府は、承認した計画の実施を促進するため、金融上、税制上の助成措置を講ずることといたしております。

第三に、下請取引のあっせん、下請取引に関する苦情相談等の業務を行なう下請企業振興協会に對して、その業務の公正の確かつ広域的運営を確保するための必要な指導、助言を行なうこととしております。

これが、この法案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出があります。順次これを許します。稲村利幸君。

○稲村利幸委員 私は、自由民主党の立場から、下請中小企業振興法案について幾つかの質問を試みたいと思ひます。

この法案は、さきの国会において継続審査になつたもので、この法案の成立については、下請中小企業者から強い要望があつたにもかかわらず、今日に至つておるのは遺憾に思ひますが、国会でどうにか成立の機運が見えたことは、たいへん喜ばしいと考えます。

そこで、申し上げるまでもなく、下請中小企業は、わが国の産業に多数存在し、製造業全体では約三十万企業といわれ、特に機械工業においては約七〇％、繊維工業においては約八〇％に達しております。さらに、質的に見ても、アッセンブル産業型の製造業や消費財産業における下請企業の貢献度は高く、ましてや今後、わが国産業経済の重化学工業化、高加工工業化の進展に伴い、下請中小企業になつてゐる外注分野は、一そう拡大の方向をたどると推定されておられ、これが国民経済上ますます重要な存在となることは、明白であります。

また一方、わが国の下請中小企業は、その特質として、親企業との関係で支配・従属関係が認められ、受注の不安定や資本蓄積の不足、近代設備の不備、技術水準の低位性、特に労働力の不足等の問題をかかえながらの経済発展、拡大という新局面に入りつつあるときに、政府が下請中小企業の近代化促進を中心とする本法案を提出したことは、おそきに失した感はありませんが、けっこうなことだと考えます。

そこで、第一点として、本法案が一体いつごろから、どのような過程で作成されたのか、また関係業者、業界などに実際に具体的に事情聴取を行なつたのか、その辺の経緯についてまずお尋ねします。

第二点として、私は、足利とか佐野、栃木、桐生等の特に繊維産業の盛んな両毛地区から選ばれておるものでありますが、下請中小企業法案は機械工業のみを中心に対象を考へてゐるようであるが、繊維縫製業、織物加工業、木工家具、またいわゆる雑貨製造業等を今後どのように取り扱つていくつもりなのか、その点を通産大臣並びに中小企業庁長官から聞かしていただきたいわけであります。

○宮澤通商産業大臣 昨年の十二月に行なわれまして中小企業政策審議会の政府に対する建議に沿ひまして、この法案を作成いたしました。この政策審議会におきましては、実はその前、四十三年三月

月ごろから中小企業政策審議会企画小委員会というものを設けましてこの問題を研究してございまして、四十三年の七月に中間報告がございました。その中で、そういう思想がやはりある程度述べられておるわけでございます。なお、この小委員会がそのような中間報告をいたしましたその前段で、小委員会として、学識経験者のか下請中小企業、親企業との関係者に委員として参加してもらいました。それから、ただいま御指摘の、織布なども含めまして機械、機械加工あるいはプレス加工、自動車部品等々、業界及び下請協同組合などの関係者からも、意見や事情聴取を行ないました。そのようにして、昨年の中小企業政策審議会の建議というところへ積み重ねてまいつたわけでございます。

それから後段のお尋ねでございますが、お答えとしては、そのように考えたと思ひます。機械工業などがおそろく中心になるではございませうけれども、もちろん繊維、雑貨関係の業種におきましても、本法にちやうどはまるというケースがございしますから、業界の要望がございしますれば指定業種にしてみたい、こう考えておるわけでございます。

○稲村（利）委員 そういふ趣旨でございますので、できる限り多くの下請企業者に本法の適用ができるようをお願い申し上げます。

次に、いわゆる下請中小企業と親企業との関係は、きわめて複雑であり、デリケートな問題です。また下請といつても、一次下請、二次下請、三次下請というように多種多様であり、比較的大きい企業から零細企業層にいくほど問題が多いと思ひますが、本法案において、二次、三次下請はどのように扱われるのか。特に第五条の振興事業計画には、これらの企業も参加できるのかどうか、お伺ひいたします。

○吉光政府委員 お話の中にございましたように、下請企業の構成は非常に複雑でございます。一次、二次、三次、またそれらも、事業の形態に應じましては入り組んでおるといふふうなことが

ものについて具体的な計画が盛られておることが必要である、こういうたてまえをとってまいります。また、こういう計画が順調に進んでまいりますためには、やはり発注契約の期間が長期化してまいらうというふうなことも必要でございましょう、また発注の平準化というふうなことも必要になってまいらうわけでございまして、そういうふうな意味での発注方法の改善に関する事項というふうな内容として考えておるところでございまして、ただ、こういう振興事業計画を策定し、そしてそれを実施してまいりますためには、何と申しましても親事業者の理解と協力ということがなければできないわけでございまして、したがって、その点につきましてもいろいろの配慮をしなければならぬというふうなことを考えておるわけでございまして、最近の一般の傾向といたしまして、かつと違ひまして、加工工程あるいは必要な部品の点数が増加いたしておりますので、下請事業者の役割りがだんだんと高くなっております。したがって、親事業者の下請事業者を見る目も相当変化をいたしてきておるといふふうに考えられるわけでございまして、私どもで行ないました下請事業者に対しまして実態調査の結果を見まして、かつと違ひまして、景気のバツファアとして下請を使うというふうな数は、きわめてまれになつてまいりました。むしろ、いづれかといへば、下請の持つておる専門的な技術、技能というふうなものも積極的に活用してまいりたいというふうな答が、数多く出ておるわけでございまして、したがって、そういうふうな、下請事業者に対する親事業者の感覚がだんだんと変わつてきてまいっておるといふ点からいいますと、親事業者の協力も相当期待できるのではないであらうか、こういうふうな考えでございまして、もちろん、もちろん、そういうふうな協力関係に入つてまいりますためには、やはり本法につきましても、その趣旨の徹底、これは親事業者に対しまして、下請事業

者に対しまして、その趣旨の徹底と指導というふうなことが必要になってまいらうかと思つてございまして。

それから、第二の振興事業計画の作成あるいは遂行にあたりまして、下請事業者の自主性はどのように尊重されておるか、本法についてその配慮はどのようになつておるか、こういう御質問でございまして。

この振興法を考えましたその基本になっておりますのは、中小企業基本法の第十八条にいてあります、いわゆる下請関係の近代化というふうなことをそのねらいとするものでございまして、したがって、その近代化を進めるといふ手法といたしまして、親事業者の協力を前提として近代化を効率的に進めてまいらうというところをねらいといたしておるわけでございまして、したがって、この趣旨からいいますと、振興事業計画の作成あるいは遂行にあたりまして、下請事業者の自主性が十分尊重されるよう配慮してまいらなければならないかと思つてございまして、まず第一に、振興事業計画の作成、遂行等にあたりまして、個々の下請事業者ではなくて、むしろ下請事業者の共同組織でございまして事業協同組合が振興事業計画の作成の一方の主体になるというふうな考えましたのも、個別的な下請事業者であればともすれば不利な立場に立つというふうなことも考えられますので、やはり事業協同組合と親事業者との間で振興事業計画を協議し、作成するといふ手法を用いたところでございまして、特に事業協同組合の中にその親事業者が入つてゐる場合は、振興事業計画の作成主体としては好ましくないと、要するに、親事業者と下請事業者と一緒に入つてゐるような協同組合であれば、下請事業者の自主性が阻害されがちなものであるというふうな配慮に基づきまして、そのようなたてまえをとつたわけでございまして、それからさらに、この振興事業計画を承認するにあたりましては、事業協同組合が自主性のある真に下請事業者の組織体であるかどうかというふうな、その組織体の主体についての審査を

もいたすことといたしております。

またさらに、第三条の「振興基準」におきましても、下請事業者の自主性の尊重を、やはり重要な事項の一つとしてその基準の中にも盛り込んでまいらうというふうなことをいふと思つておるわけでございまして、この五条の計画の承認にあたりまして、やはりその盛り込まれた振興基準に適合しているかどうかという点について、適切であるかどうかという点についても審査いたしますことといたしておるわけでございまして、もちろん制度的にいろいろと規定はいたしておりますけれども、やはり何と申しましても下請事業者の自主性を確立するといふことが、下請関係の近代化のために非常に重要な事項でございまして、本法の運用にあたりまして、自主性の尊重という点につきましても十分に配慮をいたしてまいりたいと考えております。

それから第三の御質問でございすけれども、そういうふうな下請事業者に対してどのような助成措置を講じようとしておるか、こういう御質問でございまして。振興事業計画に参加し、あるいはこれを実施いたします下請事業者に対しまして、金融及び税制上の助成措置を講ずることとしておるわけでございすけれども、中小企業金融公庫に下請中小企業振興ワツというふうなものを設けまして、特にワツでこの関係の設備資金を融資してまいりたいというのが第一でございす。

それから第二は、計画の承認を受けました事業協同組合が、共同利用施設を設置するため、組合員と親事業者に課した賦課金につきまして、税制上の損金算入措置というふうなものを設けますことと、これにかかわります共同利用施設につきまして、初年度三分の一の特別償却を認めることといたしております。

また第三に、計画の承認を受けました組合及び組合員に対して、これを特別の信用保証制度の対象としたわけでございまして、いわゆる近代化保証と同じ信用保証の体系で優遇をはかつ

てまいりたい、このように考えておるわけでございす。

なおその他、この承認されました事業計画の実施に必要な資金の確保につきまして、あるいは商工中金でございすとか、あるいは中小企業振興事業団のいわゆる高度化資金の優先活用でございすとか、既存の制度をさらに優先的に適用してまいらうとてまいりたいと考えております。

○稲村(利)委員 長官のお答えでたいへんありがたいと思つておりますが、中小公庫の特別ワツの拡大とか、金利の引き下げ、償還期間の延長というふうなところを特別に配慮をしていただきたいとお願ひします。

次に、特定親事業者に対する経費の賦課についてお尋ねいたします。振興事業計画による振興事業に、共同利用施設設置事業がある場合、その経費を特定親事業者にも賦課することが予定されておりますが、施設そのものは、特定下請組合の資産であり、その組合員のみが利用するものであり、親子関係の一般的な特質である支配・従属関係から、下請事業者が親企業に「そう遠慮する事態を招く懸念があるのではないか。また一方、親企業が共同利用施設設置のために経費を負担することと下請企業の自主性の問題は、一がいに言えることではなく、ケースによつて異なるという考え方もあり、これらの点をどう考えるべきか。いづれにしても、その運用については十分慎重な配慮をお願いしたいと思ひます。この点についてお尋ねいたします。

○吉光政府委員 共同利用施設の設置につきましては、これはやはり下請中小企業の設備を近代化するといふ意味で非常に重要な地位を占めておるものといふふうな考えでございす。この共同利用施設を設置いたしますために、これが設置しやすくなるという意味で、事業協同組合が親事業者の協力を求めます際に、これは事業協同組合が親事業者に経費として賦課するというふう

うな、そういう立場をとっておるわけでございますが、そういう経費として賦課されたものにつきまして、振興準備金制度というふうなものを設けたわけでございます。結局、共同利用施設の設置ということによりまして、その下請中小企業者の近代化が進められますと同時に、下請中小企業者の近代化が進められるということが、同時にまた、結果的には親事業者にとりましても利益になると申しましょうか、そういうことにも結果的になるわけでございます。そういう意味から、実は従前におきましても、親事業者が下請事業者に対して資金的援助を与えておるといふような場合もあるわけでございますけれども、ただこれが野放しで経費が賦課される、賦課金を親事業者が納めるといふふうなことになりますと、ともすれば、やはり親事業者の息のかかったと申ししましうか、そういうふうな悪い関係も出てまいるといふうなこともないか、ねないわけでございます。したがって、やはり税法上優遇措置を講ずるにいたしまして、親事業者のある一定の部分、全体の事業計画に対します負担分をある一定の分だけ限定いたしまして、下請事業者の自主性がそこなわれないような配慮を別途してまいる必要があるかと思っております。したがって、実際にこの振興事業計画が提案されました場合には、その具体的な内容をよく審査いたしまして、下請事業者の自主性がそこなわれないよう慎重な配慮が必要であるかと思うわけでございます。

○稲村(利)委員 この運用について、特に十分な配慮と下請業者の自主性をそこなわないように、くれぐれもお願ひ申し上げます。

私はあと幾つか質問したいのでございますが、持ち時間が参りましたので、最後に、下請企業振興協会が下請中小企業振興対策の中でどのような位置にあるか、位置づけられているか、また現在までにどの程度の成果をあげているか。

もう一点、下請企業振興協会について、下請企業の振興の上でこの協会が大きな役割りを果たす

と思ひますが、どのような方向でその充実強化を行なっていくつもりなのか。その点をお聞かせいたしたい、私の最後の質問といたします。

○吉光政府委員 本法におきましては、下請関係を近代化して、下請事業者の自主性を高めてまいるといふことにつきまして、いろいろの手法を用いておるところでございますけれども、特に一般的に第三条の振興基準をつくり、一般的ルールをいたしましての親事業者と下請事業者との間のあるべき姿、望ましい姿というものを設定いたしておるわけでございます。と同時にまた、ある特定の事業につきましては振興事業計画が作成できるといふふうなことで、これはある特定の事業に限定された形で振興計画が組まれていくことになるわけでございますけれども、最後の下請企業振興協会は、やはり一般的に第三条の親事業者と下請関係との間のいろいろの事業をやつてまいるといふことをねらいといたしておるわけでござい

ます。したがって、実は下請企業振興協会の持つておる地位というものの、相当高いものになつてまいるといふことをねらいといたしておるわけでございます。

従来、この下請企業振興協会は、昭和四十年に初めて一部の府県にできまして、その後だんだんと数が増えてまいつておるところでございますけれども、いづれかといひますと、従来は親事業者との間の仕事のあつせんと申ししましうか、下請取引につきまして、受注量を確保し、それをあつせんしてやるというふうなところに仕事の重点があつたわけでございまして、今後は、ただそれだけのことにとどまらず、ともすれば法律的知識等の少ない下請事業者に対して、親事業者との間に紛争等が生じた場合には、その解決について世話役をやると申ししましうか、そういうふうなところまで下請企業振興協会の機能を活用し、あるいはまた、振興基準等の徹底等につ

きまして、この振興協会を中心にして活動してまいるといふふうなことも一応考えたわけでございまして、そういう意味から、下請企業振興協会

に対する内容を拡充強化いたしますと同時に、国あるいは都道府県のこれに対する指導、助言の体制をも強化してまいらうというのがねらいであつたわけでございます。

こういう下請企業振興協会が現在までにどのような成果をあげておるかという御質問でございます。現在、下請企業振興協会は全国で十五あるわけでございまして、そのうちの一つ北海道は、本年の七月から出発いたしておりまして、まだ日が浅いわけでございます。先ほどもお答え申し上げましたように、一番古いところでも四十年に出発というふうなことでございまして、主として下請取引のあつせん、要するに仕事を世話をするというふうなことをやつておたわけでございます。私どもの調査によりますと、ことしの九月までに一万六千件のあつせんを行なつておりまして、このうちあつせんが成立したものが、取引金額におきまして二十八億円程度に及んでおるといふふうな報告が出てまいつております。法律におきまして、この振興協会の業務内容等を拡充してまいりましたので、したがって、これに対応いたしまして、振興協会の内容そのものの組織、人員構成その他につきましても、整備強化をはかつてまいらなければならないかといふふうな考えております。

○稲村(利)委員 どうもありがとうございます。この下請中小企業法案が所期の目的を達成できるように、心からお願ひいたします。

時間参りましたので、これで私の質問を終わります。

○八田委員長 松尾信人君。

○松尾(信)委員 最初に、通産大臣にはつきりしておきたいと思ひ点がございまして。それは中小企業を含めまして、いま日本の産業界全般に、これは指定業種にならうとするもの、その中にあります。特に自動車とか家電関係等には顕著に見受けられる点、それは、需要というものがあ

る程度限界にきた、それで需要というものがだんだん減つていく、いままでのような伸び方というものがとまつていくという点、それで生産力というものが非常に過剰になつたという傾向があらわれてきておるんじゃないか。それから伴つて滞貨というものがだんだんとふえてくるんじゃないか。ふえてきております。おまけに外国の保護貿易化の問題、また資本の自由化等の問題、やがての特恵問題等々で、産業界自体がいろいろのそのような大きな問題をかかえております。そういうことから、この中小企業に對しまして影響がきておる。発注の減退とか、また、われわれ全体から申しますならば、採用人員を手控えていかなければいけないというふうな問題も起こつております。

このように、中小企業等を含めた日本の産業界全般に、一つの方向というものをいまはつきりと定めて、そして私が申し上げたいいろいろな問題に、つばに對処できるような方向というものを確立するときじゃないか、このように考えるものでありますけれども、大臣のその点に関する見通し、このような政策をもつてそのようないろいろの問題というものを解決していかなくちゃいけないというふうな点について、御見解を承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 御質問の点は、現在という時点をどのくらいな長さでとらえるかにかかつてまいるかと思ひます。非常に短い時点で考えますと、おそろく昨年来の金融引き締めで、これから明年当初にかかまして、やや滞貨増大、不況といったような感じが出てまいりつつあるかと思ひます。そのことは、中小企業一般にもいろいろの影響を与へつつございまして、また、そこへ保護貿易主義、あるいは御指摘のように特惠等の問題は、問題をさらにむずかしくするといふことも、これも、その時点で見ます限り、御指摘のとおりであると思ひます。しかし、もう少し長い、長期の回顧並びに展望に立つて考えますと、やはりわが国の経済の変貌というものは、労働力不足、したがって賃金の上昇ということが過去十年程度、それからこれから将来にわたつて決定的に大き

な要因になると考えております。そういう点で申しますと、特惠制度といったようなものは、さらに発展途上国に対して先進国であるわが国の立場というものを明確に位置づけることになるわけでございます。

そういうふうな考えていきますと、従来、中小企業というものが、あるいは下請というものが、豊富な労働力にたよってあまり付加価値の高くないものを生産し、かつ、先ほども中小企業庁長官が稲村委員に申し上げたように、いわば景気の好況、不況の際の大企業のパッファーとして、緩衝体としての役割りしか与えられなかったといういままでのありさまというものは、もうすでに変わりつつございますし、さらに変わっていくであらうというふうに考えます。

結論として申し上げることができると思いますが、したがってそのような環境の中で、下請企業というのは、いわゆる親企業のまががえというふうな姿でなく、独自のものを持った付加価値の高いものを生産する、そういうことになっていかなければならないし、またそのような運命にあるというふうな考えをしております。大企業の立場から申しまして、下請をまががえしますというところは、不況になりましたときに、それなりのごんをいかにしなければならぬ。むしろ下請が独自のものを保持して、あつちこちの注文をとって生産をしていくというところが、親から見ますと、大量生産の効果、コストの低下ということにつながってまいりますから、まががえするよりはかえってそのほうが、子としていいことはもちろんでありますけれども、親としてもいい。そういうふうな事態が変わってきたというふうな判断をするわけでございます。

そこで、このたびのような、御審議願っております法案によりまして、下請が独自のものを持って、いわば自主的に動いていけるように、そうしてますます逼迫する労働力の不足に対処して省力化あるいは機械化ということを進めていって、付加価値の高い生産をしていくように、これは私の

は必然の傾向になっておると思いますが、御審議願っております法案は、そういう線に沿って施策を講じようとするものでございます。

○松尾(信)委員 大体の趣旨はわかりました。私が申し上げたいと思ふのは、そのような、いろいろな環境がいろいろ変わってきておる中で、多くのむずかしい問題に中小企業が——資金面でも技術の面でも弱体の中小企業が、当面しておるさまざまな環境の変化に対応できていくように、たとえばこの法案というものはその一つのささえでありますけれども、長期的なビジョンというものを中小企業に対しても持たれまして、やはり五年、十年という先を見通しまして立場からの、中小企業に対するかあるべきだといふものを策定しまして、新経済社会発展計画等の一環としてでもひとつ持っていくように今後はお考えになったらどうか、このように、これは私の提言であります、ひとつお考えをしっかりと置いていただきたいと思います。

ただいま、この法案に関しましては大臣からお話がございましたけれども、私たちが常に親企業と下請企業との関係で一番問題点としておるものは、隷属性と申しますか、いつも親企業というものは下請というものを一つのクッションにしておる。景気がよくなれば下請にどんどん発注いたしますけれども、その中でも下請は数が多くて、非常に競争が激しくて、過酷な条件で仕事をさせられておる。それから、だんだん景気が下降してまいりますと、代金の支払いもおくれてくるというふうな関係でいままでもあったわけでありまして、不況になれば下請から発注計画等が少なくなっていく。親企業は必要最小限度と申しますか、そういうものを持っていて、仕事があれば外に出す。不況になれば半分以上がつぶれていくというふうな、そこいらの競争条件のきびしいものを受けまして、常に下請がその渦中に残されておる。それが今回の、先般提案になりましたこの法案によりまして、非常に前向きになっていく

わけでありまして、われわれもこれを一日も早く通していききたい、このように思つて審議したわけでありまして、いろいろなそういう親企業と中小企業との隷属性みたいな関係をすっきりさせておる面でも非常に不十分な点がありまして、そうして今回継続審議となつておるわけでありまして、そういう面でもこの法案が成立したという点にとどまることなく、やはり根深いこの親企業と中小企業、下請企業との関係というものがあつたものですから、そういう点をやはり今後ともなくなっていくという方向について、どのようにお考えになっておるのか、その点だけを念のためでありますけれども聞いておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 先ほども申し上げましたように、中小企業というものは、ことに下請は、景気の好不況に伴ひまして、親企業のパッファーのやうなものと考えられてまいりまして、たいへんことはば悪うございしますが、一般に中小企業といふのは余りものように考えられておつた時代がございします。しかし、いまやもうそうではございませぬし、これからますますやうでなくなるわけでございます。そういう事態に対処して、この法案にあらわされたやうな考え方で、今後とも省力化、近代化、それから申すまでもないことで、自主的な運営ということに努力してまいりたいと思ひます。

○松尾(信)委員 では、法案の要点について数点伺つていくわけでありまして、まず五条の指定業種でございます。これにつきましては、私がかつて質問いたしました、日本の花形産業とも言われるべき造船業、この指定についてどのように考えておられますかと、こう聞いたわけでありまして、運輸大臣のそのときの答弁は、早く間に合うやうにこれは指定していききたい、このやうな答弁でありましたが、その点の後のように検討されておるか、今回のこの造船業というものを指定されるやうになったかどうかということについて、お尋ねいたします。

○吉光政府委員 御指摘のように、造船業はいわば総合工業でございますし、同時にまた下請に依存しておる面が非常に大きな産業でございます。したがって、まだどの業種を指定するといふところまではいっておりませぬけれども、この法案が成立いたしました後におきまして、そういう下請依存度の高いもの、同時に競争力を早急に強化していかなければならぬもの、というやうな観点からの指定を、順次行なつてまいりたいと考えておるわけでございます。したがって、造船業のやうな、そういう業種につきましては、できるだけ早い時期に指定をして、体質の強化をはかつてまいりたいと思ひます。

○松尾(信)委員 そうしますと、最初に政令で指定されるものからははずれるということですか。早い機会というところは、政令の順番といたしまして、まず当初どのくらいやるか、その中には入っていない、こういうことですか。

(委員長退席、橋口委員長代理着席)

○吉光政府委員 当初の考えをいたしましては、機械工業を中心として早急に指定したいといふやうな考えをしております。また、造船業の持つております地位の重要性というやうな点からいまして、運輸省とも早急に相談いたしまして、手続的に入るやうであれば、最初に指定してまいりては、運輸省とさらに早急に詰めさせていただきます。できるだけ一番早い時期に指定するやうにとめてまいりたいと思ひます。

○松尾(信)委員 重ねて一言しておきますけれども、造船業界における下請の関係で非常に要望が強くございます。早くこれを指定してもらいたいと思ひます。

先ほど申し上げましたやうに、造船企業と下請の関係は、たくさん問題をかかえております。いまも、非常に広範であり、また複雑な業種関係だと思ひますけれども、そのとおりでありまして、であればあるほど、日本の基幹産業で

でございますから、ひとつ運輸省としっかり検討を重ねて煮詰められまして、速急に政令指定になるように今後ともしつかりがんばってほしいと思います。これはそのとおりでございますね。――じゃあ、これはそのとおりということと理解いたします。

それから、振興事業計画にあらわれてまいりますところの経費の賦課の基準でございますが、これは私が申しますと、親企業に課金化しては相ならぬという観点から、親企業、またその特定下請組合、この両者の経費の賦課の基準というものをどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○吉光政府委員 現在、頭に描いておりますのは、まず組合員でございます。下請事業者の納付限度額でございますけれども、一応、当該組合員のある基準年度におきます売り上げ高のおおむね一・五％程度、最高が一・五％ぐらいというふうな考え方でございます。それから親事業者の納付限度でございますけれども、これは組合員の納付額の合計額のおおむね一割以内というくらいにとろにとどめたいというふうな考え方と、結局、経費の賦課基準で相当の無理をいたしました場合、たとえば組合員につきまして無理をいたしました場合には、計画の円滑な達成に支障を来たすということにもなりますし、また親事業者のほうに相当大きな経費を賦課されるというふうなことになりますと、親事業者の発言権が強大になってまいります。そういうふうなことにしまして下請の自主性がそこなわれては困るというふうな、両面の配慮をしております。必要があるかと思うわけでございます。

○松尾(信)委員 親子の比率の問題につきましては、いまおっしゃいました十対一という関係、これも業種業種によりましてさらにいろいろ検討を加えて、そこはある程度上限、下限というもので対処なされていくもの、このように理解しますが、それでいいですか。

○吉光政府委員 お話しのとおりでございますし、振興計画の中におきます具体的に参加しての実態にに応じて、そこは弾力的な考え方も出てまいると考えております。

○松尾(信)委員 次は、資金の問題、特に下請中小企業振興貸付制度でございますけれども、このほうはすでに通っております。しかし、私が問題にしたいのは、限度の十五億という点です。来年度におきましては、これはどのように検討されておるか。

それと金利の問題でございますけれども、このようなきびしい状態の下請中小企業でございますので、やはり先般考えられたとおりの金利で進もうとされるか。中小企業に対する最近のいろいろな特殊事業、倒産の著しい実態、公害の防除等の困難等も合わせまして、この金利の問題につきましては、その後何か前向きな姿勢というものが加えられたかどうかということについて、お尋ねいたします。

○吉光政府委員 本年度は、制度発足の年でございまして、さしあたり十五億円を準備いたしましたわけでございます。したがって、これはあくまでも制度発足の年という心づもりで組んでおるわけでございまして、明年度以降におきましては、大幅な拡充が必要であるというふうに考えておるところでございます。

それから金利の問題でございますけれども、現在の七・七％という金利は、実は近代化促進関係の施策に用いております融資につきましては七・七％というのが現状でございます。したがって、それに合わせて七・七％ということにきめたわけでございますが、さらに明年度以降この金利の引き下げをするよう、現在折衝を続けておるところでございます。

○松尾(信)委員 この金利の問題というのは、非常に小さなようでございますけれども、個々の下請にとりましては非常に大切な問題です。いま言われたとおり、しっかり折衝していくというところで、これもがんばってもらいたいと思います。それから計画の変更ですけれども、当初、親企

業と下請企業がそれぞれ話し合っ出てまいりましたこの計画が変更されまして、そうして下請に何かの損害とか、そういう事態が発生するということも予想されるわけでありますが、そのような計画変更等に伴う下請に対する悪影響というもののについては、どのように考えていらっしゃるか、承っております。

○吉光政府委員 法案の第七条におきまして、計画を変更いたします場合にはやはり主務大臣の承認を受けなければならない、こういうたてまえにいたしておるわけでございます。したがって、この計画を変更いたします場合には、計画作成者でございます親事業者と下請事業者で構成しております事業協同組合とが協議して、合意に基づいて計画変更の申請が出てまいることになるわけでございます。ただ親事業者の力の乱用と申しましようか、そういうふうなことがあつては困るわけでございます。したがって、この計画変更の承認をいたしますに際しましては、あくまでも下請の自主性が確保された形で計画変更の申請が行なわれようとしておるかどうかというふうなことに付いて、慎重な配慮が必要であるかと思つてございまして、親事業者のほうの一方的な考え方で計画変更がなされるということは、本法の趣旨にも反することでございますので、十分慎重に扱つてまいりたいと考えています。

○松尾(信)委員 この法律全体を通じて指導、助言その他のことがございまして、私がいまも疑問に思つておるのは、どのようにして指導が必要であるということがわかるか。いま助言しなくちゃできないなということがどのようにして政府のほうにわかるか。だれかが言つてこなければそのような機会もないのじゃないかと思つておりますけれども、これも親企業、下請企業の関係で、なかなか申し出というものがないのじゃないか。訴え等があった場合には、その下請企業というものはある程度まで追いつめられて、これではどうも相ならぬという反発から、政府のほうの耳にそのような状態が入ってくるようなことでは、手おくれである。中小企業の苦情の取り上げ方、いろいろの事業計画に對しては、このように思つておるけれども、なかなか取り入れてもらえないという、そのようなほんとうの下請中小企業の声をどのように吸収して取り上げていくか。これはいろいろの問題にわたつておりますけれども、基本的な問題でございますので、これは深く検討されまして、ほんとうにその下請中小企業の声が吸収されて反映できるようにしてもらいたい。時間がありませんので、これは強く要望しておきます。

それから最後に振興協会でございますけれども、第一条の「目的」にも書いてあるわけでありますけれども、これも非常に弱体であるということですね。これは実態等は私わかつております。先ほど質問が出たとおりでございます。ほんとうにこれを下請中小企業の中心的な指導機関というものに持つていくならば、この改組というものが必要であります。その人員並びに予算的な面、また技術的な面等におきまして、これは相当強化していかなければならぬ。また十、四、五カ所というふうなことは、日本の下請中小企業というものが相談すべき場所というものが、非常に制限されておまして、これでは相ならぬ。年に一カ所、二カ所ということではなくて、すみやかに全国の都道府県にこの協会というものを作り設置すべきであらう。これをほんとうに下請中小企業のいろいろの中心にもつていくとするならば、早くそのような体制をとるべきである、整備すべきである、こう痛感するわけでございまして、その点に対する企業庁長官の確信のある答えを出してもらいたいと思つております。

○吉光政府委員 御指摘のございましたように、現在の下請企業振興協会は、まだ発足後日が浅うございます。一番早いもので昭和四十年でございまして、したがって、まだ経験も浅いというふうなことがございまして、必ずしも十全とは言ひ切れぬ面も多分に持つておるというふうに考

えるわけでございます。今度新しくこの法律によりまして、これに對します業務の拡充、国及び都道府県の指導・助言体制の強化というようなことが確立されることにしていただくわけでございませう。したがって、拡充された業務の内容が円滑に推進できるような機構、構成あるいは予算措置というふうなものにつきまして、十分に配慮してまいりたいと考えています。

○松尾(信)委員 お話のとおりに、来年度の予算につきましては、またひとつ重点的な項目として、この協会の整備拡充というものについて最善の努力を、いま言われたとおり払ってもらいたい、こう思います。

以上で質問を終わります。

○橋口委員代理 川端文夫君。

○川端委員 ただいま提案されております下請中小企業振興法案の問題について、最初に大臣に承りたいわけですが、この法案が前国会に提案されて以来、私どもの疑問というか、不安がつきまわっている一つは、いわゆる大企業の従属化になるのではないかと、こういう心配と、もう一つは、大企業はたしてこれに協力の体制を整えることができるのかどうかという疑問、この二つの問題点が、きょうまでいろいろな問題として、提案されながら継続審議になった一つの要素であらうと思うわけです。

中小企業庁の努力もありまして、今日、中小企業の法律というものがかなり整備されておりますことは、お互いに認めざるを得ないと思うのですが、現実の社会の中には、法律はあっても、やはり今日のような金融引き締め下において、中小企業は非常に苦悩の立場に追い込まれている。この事実の上に立つて、残された法案であるからこれを出すというかまえてはなくて、残された中小企業政策の中の下請関係を国がめんどろを見ようというならば、やはりそれに見合うところの強い姿勢が必要ではないか。私はこの点、大臣がどのような考えをお持ちであるかということをお聞きしたいのです。

私は、先般、オーストラリア、インドネシア、シンガポールを見ることができて、その関係からいっても、国際的にはもう分業化への道がいろいろな意味で進んでおる、動き出しておるという見方に立つわけですね。経済の中においては、いろいろなアメリカとの関係、後進国の問題等もあるんですが、それだけが手探りではあっても、国際分業化への道を歩んでいるという大局的な見方をせざるを得ないのではないかと。そうだとすれば、日本の経済が今日曲がり角にきているといわれている七〇年代において、日本の国内にもやはり産業の分業化という強い方針を国民あるいは産業界に理解をせよという前提がなければ、これが実現は出てこないのではないかと、こういうふうにも考えるのですが、この点いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 大局的な見方としては、私もただいま御指摘のとおりであると思っております。先ほど松尾委員にも申し上げましたように、非常に短時間で、今年から明年にかけての景気あるいは好況、不況ということを申し上げますならば別でございますが、長い視点では、確かにただいま御指摘のようなことがございすと思っております。これは国際的にもそうでございすし、国内的にもそういうことが言えるかと思っております。ことにわが国の場合、労働力不足、賃金の上昇ということが顕著でございすのに比べて、周辺の国々は、まだ労働力過剰、賃金水準も低いという状況でございすので、そしてこの関係はさらに継続されると考えざるを得ませんから、ますます御指摘のような国際分業というものが進んでいくであらうと思われまふ。

そこで、そのような背景のもとに、国内において親企業と下請企業がどのような関係に立つかというところは、結局、突っ放して冷たい立場から申しますならば、両方の力関係とか利害関係とかいうことに帰着してしまふわけですが、そういう立場に立ちまして、いよいよわが国の局面は、下請といふものが自主性を持ち、そして自分の技術と自分の特性でもって進んでいくというふうな状況

にまきに入ってきたというふうな考えのわけでありませう。ただ、下請あるいは中小企業にもいろいろございすので、そのすべてがすぐにそういう体制に入れるわけではない。国際分業に従いまして方向転換をしなければならぬ分野も、あるいはあろうかと思ひます。かなりのものがそのような体制に入ってきた。そこで、御審議願っておりますこのような法案によつて、それらの業種を速びまして、また時とともに追加をいたしまして、そのような趨勢を助長し、また支援をしてまいりたい。そのためには、国もみずからいろいろな形で応援をしたいと考えておるわけでございす。

○川端委員 考え方は承りましたけれども、もう一つの面は、従来からあります中小企業政策は、おもに国が助成するという立場に立つて、中小企業だけを対象にいろいろな構造改善なりいろいろな政策がつけられて今日に至っているわけですが、十分とは言えない。先ほど申しましたように、いま非常に困難な局面に立ち至っているのが中小企業の実情ではないかと思ひますが、それは別の機会に譲るとしても、今回の法案の中には、いわゆる国と中小企業だけでやらない、もう一組を取り入れるといひますか、親企業なり大企業をも参加させるというこの大きな柱が、従来とは幾らか違っているのではないかと。

しかしながら、今日、日本経済は実質的には、口を開けば指導者の方々は、自由主義経済でやっいていくのであると、佐藤総理もたびたび言明されているわけですが、大企業も含めて、いわゆる中小企業のあるべき姿を確立したいというところならば、そこに自由主義経済という経済の競争原理の中にある制限を加えざるを得ない。大企業にも協力をさせるという案の中に、制限を余儀なくされる一面もある。先ほどの答弁の中には、大企業もそのことによつてよくなるのだ、悪くないのだといふきれいなことをおっしゃっているけれども、現時点においては、大企業も幾らか窮屈になつていくか、制限を甘受できる条件をつくつていくということが、この法案のほんとうの魂ではないか、こうも考えているのだが、この点に對して、なかなか自由主義経済の名において譲らうとしない大企業なり親企業に、もう一つ強い方針を打ち出すべき時期に来ているのではないかと、これが足りないのじゃないか。この心がまえがなしには、法案はつくつても、実際の運営にあたつては、なかなかみんなが喜んでこれの方針に賛成ができないという形になりはしないかと、こういう心配もしているのだが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 確かに御指摘のようなことは、この法案なり体制を運営してまいります上で非常に大切なことだと思ひます。

と同時に、きれいなことと云々と言われましたが、考えようによつては、これは非常にきついことと含んでおるかもしれませう。俗なことばで申しますと、親企業にとつて下請は強いほうが得か、弱いほうが得かといへば、かつてはおそらく弱いほうが得であつたのではないかと、思ひます。しかし、いまやある分野におきましては、下請が強いことが親企業にとつても得だといふふうな関係が變つてきたと思ひますので、ただいま御指摘のような道徳的と申しますか、そういうような心がまえも必要でございす。と同時に、下請も強くなつてもらつたほうが親にも得だといふところば、その底に入りまして、初めてこのような構想が有効に実を結ぶのではないかと、そういう客観情勢の變化が経済のかんりの分野において起こりつつあるということも、この法案が現実性を持つに至つた理由ではないかと思ひます。

○川端委員 こういう抽象的な論議を繰り返しておつても、時間のむだにもなるかと存じますけれども、もう一点だけ申し上げると、私は、この法律を出す以上は、この問題点を国が日本の産業界全体の中に一つの新しい問題点を提起したといふくらいは決意がなければ、特に現在、この法案を待望している産業といふか企業は、大体、月産計画で仕事をできる条件のところ、こういうところが多いのではないかと、思ひます。先ほどからもお話のありました造船等も、まだちゅううち

をしているゆえんの中には、月産計画が立たない、われわれがなお変動にさらされているという考え方も親企業にあつて、なかなか踏み切れないという一面もあるのではないか。これを運輸大臣という通産大臣が方針として指定業種にきめて、きめた以上はやらせるのだという強い姿勢が明らかになれておかないと、単に私は説得だけに終わるのではないかという懸念があるのですが、いかがでしょうか。

○宮澤國務大臣　ごもっともでございますけれども、その点は理想と現実とのかね合いの問題になつてまいらぬと思います。理想のはうに向かつていきたいわけでございますけれども、現実がいかにしもそこまで来ていないという場合には、なかなか指定ができませんでございますし、現実問題としてそういうものが熟しつつあるというときには、こういう指定をすることによって、それがいよいよ実際に現実になるということでございます。ようから、両方のかね合いの問題だと思ひます。造船業などは、先ほども中小企業庁長官が申し上げましたように、運輸省とよく相談をいたしまして、まさにそういう現実になれる段階に来てゐるのではないかと私は思ひますが、そういうことでございましたら、ひとつ指定をしてそつちへ向かつて進んでもらう、こういうふうに考えておるわけでございます。

○川端委員　いまの問題、大臣の御意見を承ったのですが、企業庁長官は、いま大臣にも御質問申し上げたように、計画生産のできる産業はこの方向を今日とりたいという意向があることも私どもは承知しているのだが、日本の中小企業の下請関係を生計画生産だけが利用できるという条件では幅が狭いのではないか。こういう関係を企業庁長官は今後どういうふうに運営して実施していこうとされているか、お聞かせ願いたいと思います。

○吉光政府委員 この法案には、御承知のとおり二つの事項がございます、一つは第三条の振興基準の關係でございますが、これは親事業者と下請事業者との關係につきましての望ましい基準を

設けるといふことでございます。したがいまし
て、すべての親事業者、下請事業者に対しての望
ましいあり方についての基準を定めることになっ
ております。これは業種によってどうというよう
な限定をつけないわけでございます。それから振
興協会につきましても、同じように業種による
限定はつけないわけでございます。

いまの御指摘の問題は、第五条の振興事業計画の対象になる特定業種についてというふうなお話でございます。これはやはり親事業者等と下請事業者との取引依存度関係がある程度あるということを前提にいたしまして、その関係について設備の近代化あるいは下請関係の近代化等につきまして、これらの合意に基づいた計画を達成するという手法で近代化をはかってまいらうというふ

て、この段階におきましては、やはり取引依存度関係ということが重要な意味を持てているわけでございますけれども、依存度関係の多いものにつきましては、発注分野の明確化でございますとか、あるいは発注につきまして受注の平均化あるいは長期化というふうな問題をも中に考慮に入れないわけにならない、そういう事情がより多く出てくる、あるいは重要と、ううんになるわけでござい

く、よたよた業種といふものがあるわけですから、中心になるのは、やはり計画的な受注を
持ておるといふのが中心になるかと思うわけ
でございます。また将来とも、そういうような
発注、受注の計画化ということが進んでまいりま
すことが、下請中小企業の近代化にも大いに役
立つのではないであらうか、こういうふうな考
方をいたしております。

○川端委員　長官にその問題でもう一点お尋ねしておきたいのですが、いまお話しの方弁の中にも、望ましいということばと、合意に達すればということばが使われておりまして、三条でも五条においても、この問題をやる以上は、だれかが言ったことばではないが、かなり勇気が要る。親企業を説得できる力を持たないときにくい問題に対して、そのような合意を望ましいというだけ

では弱いではないか、こういう立場で御質問申し上げているわけです。したがって、国が下請企業を振興させるという基本的理念を打ち立てる以上は、これに従わしめるといっては少し言い過ぎでしょうけれども、協力せしめるための努力が、この法律ではやはり訓審規定のような形において、言うことを聞かぬからといって罰則を出せないわけですから、この点も十分決意を新たにしている意思があるのかどうかということを、もう一ぺんお尋ねしておきたいと思います。

○吉光政府委員 御指摘のとおりでございます。この法律によりまして下請関係を近代化してまいろうということが非常に明確になってまいるわけでございますけれども、下請関係を近代化する素地がだんだんとでき上がりつつあるということ

とにつきまして、先河と大臣から御答へがあったわけでございます。現実の事態はそういう素地を持ちつつあるわけでございますけれども、しかしあくまでも、下請関係を近代化してまいりました国、公共団体その他中小企業に関連する各種の団体すべてこの近代化のために積極的協力してもらう必要がございますし、同時にまた、親事業者に対しまして、下請関係を近代化する上、この重要な生つきまして積極的な協力を

けれども、現実はそのようになっていない。これが法律
○川端委員　あまり押し問答はしたくありません
たいと考えます。

で生かされる、救われるという問題点があまりに希薄だ、ということを行っているわけです。

たとえば家電関係の発注が減りまして、私の住んでいる城南地区の中小企業、金属加工業は、大体この十二月二十日ごろには仕事の受注がなくなって休まざるを得ないというのが大多数になってきている。事務機器等の一部のものは忙しい一面も残しておるけれども。仕事がなくなれば、や

はり経済の動向が変われば下請に大きな影響を与えておる現実の中に、何か救われ方が弱いのではないが、もっと強くなつてほしい、国が強く指導してほしい、という希望も含めての質問を申し上げてゐるわけです。現実とはなかなか、大企業はそんななまやさしい考え方を受ける用意を持っていないように、心配していることだけは十分腹に入れて、決意を新たにしていきたいと思ふわけです。

この問題にはあまり繰り返してもどうかと思えますから次に移りますが、この三条の中に、先般来、前国会から今日まで各党話し合いをいたしました、大体六項目の項目を——まあ最初の原因から見れば二項目をふやす合意ができていっているわけです。特に四項の単価の決定の方法、納品

検査の方法。その他取引条件の改善に関する事項、これらは協会等にそのあつせんなり協力をさせるという考え方のようでありますが、私は、先ほどからも質疑が出ておりました、今日の下請企業振興協会というものはそれだけの能力はないという見方に立たざるを得ないし、しかも全国的に法律をつくる以上は、十六や十七の都道府県にできおるだけでは、全国的なものにならぬじやないか、この点はどうかもう一考を要している。

のか。この点は先般来、立法府である議会の中で話し合いましたし、下請の關係の単価の決定なり、それらの問題を注入しようということに対して、中小企業庁長官はどういうふうにお考えになっているか、お聞かせをおきたい。

○吉光政府委員　単価の決定の方法、取引条件の改善に関する事項その他の事項についてござい

ますけれども、やはり下請関係を近代化してまい
るというふうな基本的な立場に立ちました場合、
こういうふうな事項をも当然近代化要素として考
えていかなければならない、また積極的に推進し
ていかなければならない重要事項であると思つ
ておるわけでございます。

それからなお、振興協会のほうの關係の問題で
ございますけれども、先ほどもお答え申し上げま

なお、はたしてしからば、さらに統一見解と申しますか、政府の御見解を承りたいと思ひますが、法三条及び法四条、すなわち法三条は排出基準、法四条は排出基準に関する勧告の定めであります。すなわち、法四条の予定しているところは、法三条に定めた排出基準が、すなわち権利侵害に当たる排出基準を定めた場合もあり得る、そのような場合に、排出基準に関する勧告をする法意に出たものと思ひます。したがって、共同不法行為としてその権利侵害は、排出基準を定めた国及び都道府県も共同不法行為者になり得る場合が理論的にはあり得るし、また事実上もそのような場合は想定できる。これが、私は一歩進めたと申しますか、当然ただいまの統一見解の中から論理として導き出されるべきものと考えます。この点についての御見解を承りたいと思ひます。なお、この点については、法務省のほうにおいてもそのような見解を一応お持ちのようでございます。長官の御見解を承りたい。

○佐藤(一)國務大臣 法律問題でございますので、法務省から答弁してもらいます。

○清水説明員 答えたいと思います。排出基準を守っているかどうかということにつきましては、必ずしも民事上の責任と直接結びつくものではないという点につきましては、先ほど経済企画庁長官がお答えになったとおりだと思ひわけでございます。したがって、排出基準を守っていても民事上の責任を問われることがあり得るということでございます。ただ、この場合におきまして、国または都道府県が排出基準のきめ方が悪かったということと民事責任を負うかどうかということにつきましては、このような基準は行政取り締まりの見地から一般的に定型的に定められるというようなことになっておりますので、よほど特段の事情がない限り、国あるいは都道府県が共同不法行為者として責任を負うというようなことはないのではないか。ただ、これも民法上あるいは国家賠償法の法的評価の問題でございますし、そのような不適正な排出基準の定め方と権利

侵害との間に因果関係があるというふうに判断される場合があり得ると思ひますと、そのような事態が生ずるということも考えられるわけでございまして、通常はそういうことではないのではないかと、このように思ひます。

○中谷委員 最後の質問でございます。法務省の見解は以上のとおりであります。したがって、法四条の排出基準に関する勧告は、都道府県の排出基準等が権利侵害に当たると思われる場合は当然経済企画庁長官、あるいは大気汚染の場合は通産省その他の責任大臣が勧告をするということになるわけでありますから、事実上もそのような場合は法は想定していると考えられます。なお、三条がいわゆる上のせの規定であります。なお、三条がいわゆる上のせの規定であります。すなわち、国の排出基準全体が、国の上のせ以前の基準が権利侵害に当たると理論上はあり得る。すなわち、排出基準を守っていても、企業者と国及び都道府県との間に共同不法行為が成立することは理論上はあり得る。ただし、そのようなことは、法務省答弁のうちに、事実上しぼりがあるというふうなことは絶対に避けなければならぬけれども、そういうことは考えられることだし、そのようなことのないように十分行政上の努力をしなければならぬ。したがって、まず長官に対してお尋ねしたいのは、水質汚濁で申しますと、三条、四条の法意からいまして、排出基準をきめた国及び都道府県が共同不法行為者としての責任を負うべき場合は理論上あり得る、という法務省見解のとおりということに政府御見解はなろうかと思ひますが、この点について御答弁をいただき、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤(一)國務大臣 質問の趣旨を取り違えるといけません、私伺っております、一つは一律基準の問題に關してのようには伺ひましたが、それもございまして、ちよつとすみませんが……

○中谷委員 じゃ、もう一回。一律基準を定めた場合に、一律基準の排出基準を守っていても、生命、身体、財産権、すなわち漁業及び農作物に

対する被害を与える場合がある。この場合は国がまず企業者とともに共同不法行為の責めに任ずる場合があり得ると思ひます。しかし、そのような場合には、法三条によつて都道府県は上のせの規定を置くことができるわけですから、上のせの排出基準を定めるべきであります。そのような上のせの排出基準をきめなかつた都道府県も、その場合には権利侵害の共同不法行為者になり得ると思ひます。したがって、そのような場合には、国、都道府県、排出基準を順守している企業者、この三者の不法行為が成立する場合が想定されるのではなからうかという質問であります。さらにまた、その都道府県の排出基準が不適当である、三条の上のせがさらに不適当だ、そのような場合に法四条によつての勧告をしなかつた場合には、今度は企業者、都道府県、国という順序で、この三者の共同不法行為が構成される場合があり得る。こういうふうな趣旨の質問であります。そのようなことが通常一般的に行なわれるとは考えられませんが、理論的には十分その論理構成はあり得る。したがって、今後そのようなことをきき、統一見解をお述べいただくことは、漁業者、そして農作物を守っている農民に対して、私は、そのような統一見解は、政府に対するこの法の厳正な適用を期待させるものであるとして、御見解を承りたいものであります。

○佐藤(一)國務大臣 理論的には先ほど法務省の担当官がお答えになっておりますから、純粹理論という意味はどの程度の意味か知りませんが、実際問題といたしまして、たとえば一律基準の場合には、そもそもシビルミニマムということで設定したてております。であるからして、その地域地域について完全である、十分のところまでつり上げてきめるということ、この制度自体の目的からいっても適当でないことになり得ます。でありますから、多くの場合に、一律基準に違反したことによつて、国がそれを設定したことによる責任と

いいと私は思ひます。

それから、その上に上のせ基準をいたしました場合には、まさしく先ほどの法務省の方の御答弁がその典型的な場合でございますから、もうそれで十分であると思ひます。

それから第四条による勧告の場合におきましても、今回、国の権限が地方に移りましたが、地方自治の本旨というものを十分に考えまして、できるだけ干渉はしない。そういう意味において、われわれはあえて勧告という程度にとどめておるわけでありまして、実際問題としてどの程度国が関与できるか、そうしたことはなかなか具体的な想定はむずかしいと思ひます。そういう意味において、これも直ちに国にいくかどうか、そういう点ではちよつと一がいには言えない。ただ全く頭の論理として考え得るか、こういうお話のようでありましたから、それは法務省の御意見とおりであらう、こう思ひます。

○中谷委員 頭の中の論理として必ずしも考えているわけではないのです。たとえば、排出基準を守っていても量の問題がございまして、現実には権利侵害に至るところ大気、水質において行なわれていると思ひます。

私の質問はこれ一点で終わりたいと思ひますが、そうすると、都道府県に排出基準の上のせの権限を与えた以上、事実問題として起こり得る場合は、都道府県について共同不法行為の責任が生ずる場合とあり得る。国の場合は、その起こり得る場合としては、四条の勧告をすべきであるにかかわらずしなかつたという場合には、共同不法行為の責めに任ずる場合がある、こういうふうに整理をさせていただきたいと思ひますが、よろしうございませうか。

○佐藤(一)國務大臣 勧告は、もちろん義務づけられておるものではございませんから、ただし、そこまでの結論が出るかと私は思ひません。ですから、これは全くケース・バイ・ケースのことになるかと思ひます。

○八田委員長 岡田利春君。

○岡田委員 本法の採決にあたって、二、三ポイント質問をいたしておきたいと思ひます。

第五条の「特定施設の設置の届出」について。いわば届出制度と許可制度という二つの制度があるわけですが、工場立地の調査等に関する法律を見ますと、工場自体が届出制度になっているわけですが、しかも、通産大臣の要件を満たす場合の勧告も第九条に定められておられるわけですが、しかし本法は、届出制度ではありませんけれども、修正案の案に合意に達している五条二項については、七号へ追加されると、排出水の汚濁の状態及び量についても当然届出をしなければならぬようになるわけですが、しかも、これに関連する第八條の計画変更命令がございまして、計画の変更及び特定施設の設置に関する計画の廃止をも命ずることが都道府県知事はできるとあるものでありますから、したがって、この工場立地の調査等に関する法律と比較する場合に、この法律の機能を考える場合は、知事が改廃あるいは廃止の命令もできるものでありますから、実質上、許可制度には近い、ほとんど許可制度と同じような機能を果たすものではないか、私はこういう認識をいたしておりますが、大臣は見解はいかがでしようか。

○佐藤(一)國務大臣 単なる届出制度以上のものがある、したがって十分チェックが可能である、そういう意味において、やや許可制度に近い効能を持つてあるというところは、お説のとおりであらうと思ひます。工場立地法との比較は別にお答え願ひたいと思ひます。

○岡田委員 第十四條の「排出水の汚濁状態の測定等」であります、これも修正案で合意に達しておりますのは、「努めなければならぬ」を「適切な措置をしなければならぬ」、こういう一応議論をいたしておられるわけですが、その場合に、排水を排出する者は、有害物質を含む汚水等が地下にしみ込むこととならないように適切な措置をするという意味は、少なくともこの特定施設が地下浸透処理をするというところはあり得ない、特定施設がその排水を地下浸透で処理をさせるということをするまま受け入れるものではないということ、当然この条文から解釈されなければならぬ、私は思ふわけですが、当然そうであると思ふわけですが、そういう理解について、御異存はございませんか。

○宮崎(二)政府委員 この十四條第三項のいわゆる地下に浸透する問題のごときでございますが、ただいまのお話のごとき、これに修正が行なわれることになるようでございますが、いづれにいたしましても、地下に放流する場合も地下にしみ込ませるといふことに該当するわけでございます、この規定によりまして、事業者としては適切な措置をとらなければならぬことになるわけでございます。したがって、この排出水が有害物質を含む場合におきまして、そういう事態が起こるおそれがあるような場合には、行政当局としては適切な指導を行なっていく、そういうことによつてこの条項を守っていくようにしたいと思ひます。

○岡田委員 ちょっと局長の答弁は弱いと思ひます。ここでは、有害物質を含む水が地下にしみ込むことにはならないように適切な措置をするといふことは、特定施設を設置して有害物質を含む汚水の浸透処理は認められない。当然これは、設置届出を出す場合に、排水路がどこに排水するかというところがわかるわけですから、これを地下浸透で処理するのだ——これは有害物質が含まれない場合は別ですが、有害物質を含む汚水の場合にはこれは適当でない、こういう判断に明確に立つのが私は当然だと思ひます。きちっと答弁してください。

○宮崎(二)政府委員 御指摘のごとき、有害物質を含む汚水等があります場合に、これを地下に浸透処理をするというようなことは許されたいことは当然でございます。こういうものがしみ込むようにならぬように行政当局としても指導をやつていかなければならぬ、こういうように

思ひます。

○岡田委員 本委員会に、「水質汚濁防止法案第三條第一項に規定する排水基準のうち有害物質に係る排水基準」の素案を一応資料として出していただいたわけですが、この基準を「人の健康保護に関する環境基準」と比較をいたしますと、シアンの場合には、これは認められていないのであります、これは一PPM。有機磷の場合も、これは環境基準では認められていないのであります、一PPM。いわばこの二つは認められていないもののについて一という数字が出されておられるわけですが、それ以外については、大体、環境基準の全部が十倍という数字になっておられるわけですが、先般、質問いたしましたときに、この数字は、排水量に對して工場の排水が大体十分の一という見当で、こういう数字を考へているというのが答弁であつたわけですが、そういう見当と、この基準に基づいて上のせ基準をつくる場合の目安として、第一には排水量の二割になった場合には、上のせ基準として一PPMであればこれは〇・五PPMにきめることは妥当性があるのではないか、こういうことが当然判断できるわけですが、この点についてどうかというのが第一点。

それから第二点は、もちろんすでに汚染されていらない河川流域もございまして、さらに厳格に環境基準に従つてこれを保持をしていく、汚染の防止をしていくという場合については、いまの基準数字とは別に上のせ基準が都道府県知事において条例で定め得る、この二つの面が考えられるわけですが、特に私が重要視するのは第一項であります、大体そういう目安というか、上のせ基準をきめる場合の一応の説明からいへば目安になるとも言えるのではないかと、この点についての見解は、いかがですか。

○宮崎(二)政府委員 環境基準と排水基準の関係で、希釈を考へて、排水基準の場合には、標準的には環境基準の十倍くらいのところになるであろう、こういうおやりになります、これは出る量にはそれほど関係がございませぬ。大体、通常の場合

であります、量の多寡にかかわらず十倍くらいに希釈してしまふ、こういうことのごときでございまして、大体そういうことを頭に置いて考へておる、こういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

それから第一点の問題でございしますが、やはり地域の実情によりまして上のせをいたします際に、こういった形で、たとえばシアンならばシアンにつきまして、一PPMとかかりに一律の数字がきまりまして、その水域の状況から見て、工場が大きな工場であつて、環境基準の面から見ると問題があるという場合には〇・五ときめる場合もございします。現に洞海湾ではそういうことをやっております。そういうふうなふうにお考えを願ひたいと思ひます。

それから、第二の汚染のないようなところについての上のせの問題でございしますが、これも都道府県の段階で、その水域の実情から見て上のせが必要である、これは自然的、社会的環境から判断してそういうことが必要であるという場合であれば、これはもう上のせをできないというわけではございません。ただ、非常にきれいなような場合でございします、この一律基準というところではないかと思ひますが、これはケース・バイ・ケースで判断をしていただく以外にないのじやないかと思ひます。

○岡田委員 後段の説明はいいのですが、前段の、量には全然関係ないと、さうと局長は言われたわけですが、しかし、この基準的素案は環境基準と全然関係のないというものではないわけですが、環境基準を達成していく目標として排出基準をきめるわけですから、そこで十倍にきめた。十倍というの、原則的には、やはり排水量の十分の一程度が工場の排水量であるから、そういう意味でそれも一応の目安に置いて十倍ということ考へておる、そしてこういう素案が出てきておるわけですが、そういう素案が上へ出てきても、そういう場合、そればかりではないけれども、そういうことも上のせ基準をきめる場合の要因になり得

るということは言えるのじゃないですか。いかがですか。

○宮崎(二)政府委員 通常の河川とか湖沼等の場合におきましては、先ほど御説明いたしましたように、工場の排水量の多寡によって希釈の程度が変わるといふことはあまりないわけでございます。ただ、非常に水量の少ない川の場合に、そこにかんりの排水量のある場合には、これはおっしゃる通りに、そのままにいたしますと非常に水域の汚染がひどいということになります。そういう際には、当然もつときびしい基準をきめなければならぬ。これは実例もございまして、そういうふうにしてほしいと思います。

○岡田委員 もう一問で私、質問を終わりますけれども、十六条の「測定計画」。都道府県知事は国の地方行政機関の長と相談して水質の測定に関する計画を毎年きめるわけですが、そうして協力して測定をするわけですが、この場合にこの測定については、蓄積性の有害物質、特に金属物質でありますけれども、こういうものはすでに川の底に蓄積されておる面もあるわけですが、また蓄積されていくわけですね。したがって、排水路もしくは河川の底質についての調査測定、こういうものも、この測定計画の測定の方法をきめる場合に含めていくかどうか。これは公害本部のほうから答弁をお願いしたいと思うわけですが、含まれているのか、含まれていないのかという点について、明確にしたいと思いますが、どう思いますか。

○植松説明員 現在、河川の水質の測定につきましては、これはたしか地方建設局長が昭和三十四年以降継続的な水質測定をやっておりますし、また、都道府県知事が管理者である二級河川等についても、それぞれ継続的な水質測定をやっております。いわゆるヘドロにつきましては常時測定をやっておるといふことではないと思います。ただし、特に人体、人の健康に対する被害が問題になったという場合につきましては厚生省が、あるいは水産物被害が問題になった場合には農林省がみずから、あるいは都道府県に委託して調査をやるというところは、これはスポット的に、あるいは必要に応じてやっておりますところでございます。また、河川管理者の立場におきまして、特に水質が問題になって、ヘドロの重金属の調査が必要であるというような場合には、もちろんそれについてやるというふうな形で行なわれていると思っております。

○岡田委員 私は一般論を聞いているんではないんです。この十六条の二項ですね、「測定計画には、国及び地方公共団体の行なう」云々とあつて、そして「測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定める」というわけですが、この場合、この二項の中に底質測定が含まれるかどうか、有害金属物質の測定も含まれるか含まれないのかということをお願いしているわけですが、

○植松説明員 先ほどお答えいたしましたように、必要な場合にはもちろんその計画に含めて調査すべきだと思っております。

○岡田委員 その中に含まれているかどうかという事です。

○植松説明員 したがって、その意味においては含まれていると考えていいと思っております。

○八田委員 長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○八田委員 長 この際、武藤嘉文君外三名並びに田代文久君からそれぞれ本案に対し修正案が提出されております。

水質汚濁防止法案に対する修正案(武藤嘉文君外三名提出)
水質汚濁防止法案の一部を次のように修正する。

第二条第二項第二号中「生ずる」の下に「おそれがある」を加える。
第五条第一項第六号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

七 排水水の汚染状態及び量その他の総理府令、通商産業省令で定める事項
第六条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項中「第五条第一項又は前条第一項」を「第五条又は前条」に、「第五条第一項第四号から第六号」を「第五条第四号から第七号」に改め、同条第二項を削る。

第八条中「第五条第一項又は前条第一項」を「第五条又は前条」に、「(前条第一項)」を「(前条)」に、「第五条第一項の」を「第五条の」に改める。

第九条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に、「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第二項中「第五条第一項又は第七条第一項」を「第五条又は第七条」に改める。

第十条中「第五条第一項又は第六条第一項」を「第五条又は第六条」に、「第五条第一項第一号」を「第五条第一号」に改める。

第十一条中「第五条第一項又は第六条第一項」を「第五条又は第六条」に改める。

第十三条第一項中「継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」を「排出するおそれがある」に改める。

第十四条第二項中「するよう努めなければならない」を「しなければならない」に改め、同条第三項中「努めなければならない」を「適切な措置をしなければならない」に改める。

第十八条中「させるとともに、」の下に「総理府令、通商産業省令で定めるところにより、」を加え、「勧告する」を「命ずる」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。
2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。
第三十一条第一項を次のように改める。
次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反した者
二 第十八条の規定による命令に違反した者
第三十一条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第三十二条中「第五条第一項又は第七条第一項」を「第五条又は第七条」に改める。
第三十三条第一号中「第六条第一項」を「第六条」に改める。

附則第二項中「以下「旧水質保全法」という。」を削る。
附則中第四項を削り、第五項から第九項までを順次一項ずつ繰り上げる。

水質汚濁防止法案に対する修正案(田代文久君提出)
水質汚濁防止法案の一部を次のように修正する。

第五条第一項を次のように改める。
(特定施設の設置の許可)
第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、都道府県条例の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び所在地
三 特定施設の種類
四 特定施設の構造
五 特定施設の使用の方法
六 特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)の処理の方法
七 その他必要な事項
第五条の次に次の一条を加える。

(許可の基準)

第五条の二 都道府県知事は第五条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該特定事業場から排出される排水水の汚染状態が、総理府令および都道府県条例で定める当該公共用水域の排出基準に適合すること。

二 当該特定施設から排出される排水水が加わることによつても、なお当該公共用水域の水質が人の健康を保護し、又は生活環境を保全する上で十分なものであること。

三 当該特定事業場の排水口の位置その他、排水の排出の方法が当該公共用水域の水質の汚濁の防止のために適切であること。

第六条第一項中「前条第一項」を「第五条第二項」に、同条第二項中「前条第二項」を「第五条第三項」に改める。

第七条第一項および第二項を次のように改める。
(特定施設の構造等の変更の許可)

第七条 第五条第一項の規定による許可を受け又は前条第一項の規定による届出をした者は、その申請又は届出に係る第五条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、都道府県条例の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

第八条を次のように改める。

第九条 削除

第十条 第九条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第五条第一項を「第五条第一項の規定による許可を受け又は第六条第一項の規定による届出をした者は、その申請又は届出に係る第五条第二項に改める。」と改める。

第十三条 第五条第二項および第三項中「第五条第一項又は第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第十四条 第五条第一項を「第五条第一項」に改める。

規定による許可を受け又は第六条第一項に、同条第一項中「その届出」を「その申請又は届出」に、同条第二項および第三項中「当該届出」を「当該申請又は届出」に改める。

第十三条中「一時停止」を「停止」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十八条中「場合として政令で定める場合に該当する」を削り「勧告」を「命令」に改める。

第二十二條中「政令」を「都道府県条例」に改める。

第二十三條第二項中「鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排水水を排出する者」に代つては当該鉱山について、「電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第二条第七項に規定する電気工作物又は」及び同条第二項中「鉱山保安法、電気事業法」を削り、同条第三項、第四項および第五項を削る。

第三十條中「第八条又は」を削る。

第三十二條中「又は第七条第一項」を「の規定による許可を得ず又は第七条第一項に、届出をした者」を「申請又は届出をした者」に改める。

第三十三條第二号を削り、同条第三号を第二号とする。

附則第三項を次のように改める。
(経過措置)

3 この法律の施行の際現に旧工場排水等規制法第八条の規定による実施の制限を受けている者についての経過措置は、都道府県条例の定めるところによる。

八田委員長 これより両修正案について、それぞれ提出者から趣旨の説明を求めます。岡田利春君。

岡田委員 水質汚濁防止法案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び

び民社党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元に配付したとおりでございます。

修正点は、第一に、第二条第二項第二号の生活環境項目の規定につき、有害物質の場合にならつて、「おそれがある」を加えること。

第二に、第五条の特定施設の設置の届け出について、「排水水の汚染状態及び量」は、添付事項でなく届け出事項とすること。

第三に、第十三条の改善命令を発する要件を簡明にすること。

第四に、第十四条における排水方法及び汚水等の地下浸透の防止方法に関する規定を厳格化すること。

第五に、第十八条の緊急時における勧告を命令に改めること。

第六に、第二十五条の国の援助につき、中小企業に対する特別の配慮の規定を加えること。

第七に、附則第四項の審議会及び委員の横すべり規定を削除すること。

以上であります。

これらの理由につきましては、いずれも法案の立法趣旨に照らし、また当委員会における質疑を通じて、すでに明らかにされたところでございまして、個別の説明は省略させていただきますが、何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

八田委員長 引き続き田代文久君から趣旨の説明を求めます。

田代委員 私は日本共産党を代表して、政府提案に対する本法についての修正案を提出いたしますとともに、趣旨説明を行なうものであります。

修正案につきましては、すでに委員各位にお配りしておりますので、簡単に趣旨説明の内容を申し上げます。

一、特定施設の設置または構造変更等についての届け出制を都道府県知事の許可制とすること。また、この許可制の基準については、

一、当該特定事業場からの排水水が排出基準に適合していることはもちろんのこと、排水水の量を考慮し、さらに当該特定施設からの排水水が加わることによつても、なお人の健康を保護または生活環境を保全する上で十分なるものであることが認められること。

第二に、緊急時についての知事の勧告権を命令権に改め、かつ政令による制限を除き、違反者に対する罰則を設ける。

第三に、鉱山、電気事業についても、知事の水質汚濁防止権限が及ぶように改める。

第四に、その他政令、省令等による制限を改め、都道府県が条例によつて自主的に公害行政が推進できるようにすること。

以上であります。

公害の企業による責任を明確にし、公害をその発生源においてきびしく規制するとともに、住民の参加する地方自治体による民主的な公害対策を進めることが公害をなくする道であり、本修正案が本委員会における多くの同僚議員の御発言とも一致するものであります。慎重な御審議をお願いし、すみやかな可決を求めるとしております。お願いいたします。

八田委員長 これにて両修正案の説明は終わりました。

八田委員長 これより討論に入るのであります。が、本案並びに両修正案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。採決の順序は、まず田代文久君提出の修正案、次に武藤嘉文君外三名提出の修正案、最後に原案について採決することといたします。

それでは順次採決いたします。

まず、田代文久君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

八田委員長 起立少数。よつて、本修正案は否

決されました。

次に、武藤嘉文君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

なお、ただいまの修正議決に伴いまして、条項、字句等の整理を要する場合は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○八田委員長 次に、本法律案に対し、武藤嘉文君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。武藤嘉文君。

○武藤委員 水質汚濁防止法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本決議案の各項目の趣旨につきましては、一々理由を付して申し上げるまでもなく、当委員会における質疑などを通じまして十分御理解を願えるものと存じます。案文をお手元にお届けしてございますので、御一覽をいただきます、何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

水質汚濁防止法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行にあたり、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、排水基準は、環境基準を達成し維持するため十分なものとするよう配慮し、設定の際には関係大臣の協議を経るよう努めること。

二、特定施設の届出制及び計画変更命令の規定を厳格に運用するとともに、その際には汚水等の排出量の増加を防止することを特に重視すること。

三、熱による排水水の汚染に関する排水基準をすみやかに定めるよう努めること。

四、都道府県における監視測定職員の確保、研修の実施及び測定機器の開発等、監視体制の充実策を積極的に進めるとともに、企業における水質汚濁防止の責任者、技術等の体制整備について強力に指導すること。

五、地方自治法に基づく政令指定都市及びこれに準ずる市の長に対しては、本法に規定する都道府県知事の権限を委任すること。

六、本法の運用の円滑を期するため、地方公共団体に對する援助を積極的に行なうこと。

七、中小企業に對しては、汚水処理施設に関する税の減免並びに金利及び償還期限等の融資条件と信用補完条件の緩和について、特別の措置を講ずること。

八、本法の適用除外の施設については、電気事業法その他の法令をすみやかに整備して、水質汚濁防止体制の万全を期すること。

九、汚水等の地下浸透を防止するための施策を格段に強化すること。

○八田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。別に発言がなければ直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められております。これを許します。佐藤経済企画庁長官。

○佐藤(一)國務大臣 ただいまの附帯決議の内容につきましては、政府といたしましても極力これを尊重し、そうした方向でもって今後の水質汚濁防止対策の推進に努力をしてみたい、こう考えております。

○八田委員長 おはかりいたします。

法案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 下請中小企業振興法案を議題といたします。

質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 同僚委員からそれぞれお尋ねがありましたので、時間の関係もありまして、問題点にしばって通産大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

下請中小企業の振興基準の作成、さらには振興計画等々、中小企業庁としては画期的な法律案である、中小企業の振興のために、下請の自主性を高めるために、この法律案をよりどころとしてこれから取り組んでいきたい、そうした決意を明らかにしているわけでありませう。

ところが、六十三通常国会以来、私どもはこの法律案について検討してまいりました。問題点を指摘をし、中小企業庁としても、足らざるどころ

に對しては修正に應じることにやぶさかでないこととの態度を示してまいっておるわけでありませうが、私どもが依然として疑念に思つておることは、この振興計画を実施することに對して、親企業と下請企業との従属関係というものがさらに強められていくということにならないかどうかという点であります。もしそうではななくて、この振興計画を実施することに對して、中小下請企業の自主性をはかり得るという確信があるとするならば、具体的にとどのような構想を持っておられるのか。また、振興計画に基づいてこれから講ぜんとする施策等について、大臣の考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 親企業と下請企業との関連の変遷、これからの見通し等につきましては、午前中に他の委員の御質問に對しましてお答えを申し上げましたので、重複を避けさせていただきますが、この法律案では第一に、振興事業計画の作成あるいは遂行を個々の下請事業者ではなくて事業協同組合を中核に行なうとおしておるわけでございます。

それから第二に、計画の承認に際しまして、その事業協同組合が真に自主性を持つておるかどうかが、そういう人々の集合体であるかどうかということについて審査をする、これもそのようなことを実は確保したいと思つておるわけであります。

それから、第三に申し上げられますことは、計画の承認にあたりまして、その計画がいわゆる振興基準に照らして適切かどうかという点を審査いたしますが、これも右のような観点からでございます。

この法律案全体といたしまして、制度的に下請事業者の自主性について配慮を払つておるつもりでございますが、なお、中小企業対策全般につきましても、申し上げておきますとおり、そのような省力化、高度化、そして生産性の向上、独自性といったようなものを進めておりますことは、しばしば申し上げておるところでございます。

○中村(重)委員 先ほど松尾委員からも指摘をしておいたわけですが、今回、中小企業庁が指定をしようとするところの業種に造船業も入っていない、さらにこれをもっと拡大する必要はあるのではないかとお尋ねであつたわけでありますが、私もそのとおりと思うのであります。もちろん中小企業庁長官としても、順次この業種の拡大をはかっていきたいということであつたわけでありますが、六十三通常国会からこの業種指定の問題については検討してまいつたところでありまして、もう約一年たつておるわけでありまして、したがって、造船業であるとか、あるいはその他の業種について、来年度からこの指定を拡大するといふ具体的な考え方がまとまつておるのかどうか、その点をこの際はつきりさせておいていただきたいと思います。

○吉光政府委員 当初考えておりました機械工業を中心とした数業種ということを進めておりましたけれども、その後だんだんと各業種につきましても、その実態が明らかになりつづいてまいりました。したがって、初め考えておりましたよりかなり広い業種につきまして最初から指定をしてまいり、さらにまた、実態が明らかになりましたものから逐次追加をしていく、こういう考え方でおります。

○中村(重)委員 ただいまの答弁は、先ほどと同じような答弁なんだから、来年度具体的にどの業種まで拡大をしようとおるのか、来年度の計画の中に造船業が入つておるのかどうか、時間の関係もありますから、質問に対しては、同じような答弁の繰返しではなくして、もっと前向きな姿勢でもつて答弁してもらいたいと思うのです。

○吉光政府委員 御指摘の造船業につきましては、最初から指定するつもりで現在準備体制を進めております。

○中村(重)委員 とにかく、必要以上に何というか、答弁に慎重であることはよろしいけれども、さつぱらに答弁したらどうなんですか。次に、振興基準の中に、発注方法であるとか、

発注単価あるいは代金の支払い方法等々あるわけですが、具体的にいま申し上げましたようなこと以外に、製品の検収等々、下請取引の適正な姿勢といふものは、この振興基準をつくる上についてどのような指導をしていこうと考えておるのか、あるべき姿はどういうことなのか。

○吉光政府委員 代金の支払い方法につきましては、現実には下請企業者が合理化努力によりまして合理化しましたその成果を、やはり下請企業者にも帰属させるということが必要であらうかと思つておるわけでありまして、下請企業者の資本蓄積もできてまいるわけでありまして、そういうふうな観点、それからまた、親企業者が下請代金を協議して定めます場合に、やはり下請企業者の現実の設備の実態その他等につきまして、十分考慮を払つた上で代金をきめる必要があるといふふうなことを具体的な問題として考えておるところでございます。

○中村(重)委員 答弁を一つ取り上げて、抽象的であるという指摘をしても切りがありません。しかし下請問題というものは、きわめて不平等な中に、いわゆる下請企業といふものが自主性がそこなわれておる中でやつておるんだから、したがって、下請企業振興法を通じて、三本の柱を立ててこの法律案を御提案になつておるわけなんです。

ですから、現在の検収方法であるとか、あるいは単価の立て方であるとか、あるいは発注方法であるとか、こういったことにはこのようない問題点があるのだ、これからはこういう方向に行政指導をしていく、そのことがあるべき姿であるといふような、もっと具体的な考え方というのをこの際明らかにしてもらいたかつた。それは時間の関係で、あとで時間がありますればあらためてお尋ねをしたいと思つております。

そこで、川端委員からも、振興協会の組織をもっと強化していかなければならない、あつせん、調停等について実のある実効をあげ得る機関にしなければならぬといふことであつたわけですから、この法律案の中身を見てみると、いわゆる公

益法人といふことになつておりますけれども、財団法人にするのか、あるいは社団法人にするのか、それらの点も明確ではないといふことです。だからむしろこれは、特殊法人というように形において法的根拠をもつとはつきりさせる。そうして、振興協会といふものをこれからはもっと拡大をしていこうとするならば、その振興協会といふものの横の連絡をどうするか。また下請協同組合の連合会の組織化等々について、どのように考えておるのか。それらの連合会との下請振興協会との関連づけといふものをどのように進めていこうとしておるのか。それらの点等々について明らかにしておいてほしいと思つております。

○吉光政府委員 御指摘のように、現在の下請振興協会は必ずしも十全ではないといふふうに考えます。今回の法案によりまして、下請振興協会の業務内容が拡充されるわけでございますので、その拡充されました業務内容に従ひまして、振興協会のあり方についても、機構あるいは人員、予算その他、全般を通じて見直すべき問題が多いと考えております。したがって、今回の与えられました内容にふさわしい機構に改組していくことも、やはり早急に検討し着手する必要があるうかと考えるわけでございます。

それから、組織化、全国団体との連携でございますが、これもまた御指摘のように、現在、全国団体はございませうけれども、その加入者はまだ全体の約五分の一程度というふうな状況でございます。したがって、この組織化の拡充ということにつきましては、さらに努力を重ね、全国団体の育成強化につとめてまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 大臣、どうも吉光長官は法制局におられた関係で、きわめて答弁は慎重であるといふことですが、実態をつかんでおられるわけですから、もう少し具体的に、組織はこうあらねばならぬといふこと等々、私も納得いくようなお答えをしていただきたいと思います。ところが、私が指摘いたしましたように、公益法人ですから、社団法人も財団法人も公益法人ですね。ところ

が、それではなくして、もっとあつせん、調停をやるとか、あるいは下請事業の振興をはかつていくためのいろいろな業務面のあつせんといふたようなこともやつていかなければならないのです。が、もっと權威のある一貫した組織でなければならぬと私は思ふのです。したがって、特殊法人等々を検討していかなければならないのではないかと、いふように考えるわけですが。

それから、協会といふものが全国的にこれから設立されていくであらうから、そういうものの横の連絡、縦の線といったようなこと等々、やはりこの際もつきり構想を持つておらなければならぬといふふうな感じがするわけですが。これはなぜかと申しますと、いろいろ問題点がありまして、一年間たなざらになつたわけですね。ですからやはりその間に、もっと具体的な前向きな考え方というものが明らかにされたいのかどうか。非常にこの答弁を聞いておりますとも、足りない感じがするのですが、大臣いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 あつせん調停といふことまでお考えのように漏れ承つておるわけでございます。ただ、おそろくそのあつせん、調停といふようなことは、法的な拘束力を持つという段階までお考えではないし、さうまいかと思つておりますので、さうでございます。したがって、一応民法三十四条の法人をもつて法人格としては足りるのではないかと。もし将来あつせん、調停がもっと拘束力を持つということになりますと、これはさらに新しい問題として考えなければならぬかと思つております。いずれにしても、内容の充実も必要でございますし、横の連絡も必要でございます。また全国に、各都道府県にできておるわけはございませんので、これもやつてもらわなければならぬと考えております。

○中村(重)委員 それでは具体的な問題についてお尋ねいたします。本年度の予算は十五億円で承知いたしておりますが、その十五億円はどう使っていくのか

ということになるわけですが、この予算化している十五億円というのは、下請振興計画に参加している個々の企業の設備資金というものに使われていくのであろう。運転資金まで考えていられしやうのかどうかはわかりませんが、これは中小企業金融公庫からの融資ですから、設備資金に限るのであろうと思ひますが、そうなのかどうか。それから、一企業当たりの融資額を、最高限どの程度とお考えになっていらっしゃるのか。それらの具体的な問題についてお聞かせいただきたい。

それから、時間の関係がありますので、まとめてお尋ねをいたしますけれども、四十六年度の予算はどの程度まで要求をしていらっしゃるのか。それから個々の企業に対しての、本年度についての考え方がありましようから、来年度はそのワケを、また上限を引き上げていこうとお考えになっていらっしゃるのかどうか。それらの点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 本年度、中小公庫に準備いたしましたのは、いま御指摘の十五億円でございます。これは初年度でございますので、計画の内容の普及、浸透その他等に時間がかかるというふうなことを前提にいたしまして、十五億が組まれておるわけでございます。ただ、明年度におきましては、すでにこの法案の内容も、相当程度、下請業者あるいは親事業者に浸透いたしておりますので、相当の計画の作成が行なわれるということが見込まれておりますので、現在、七十億円の予算要求をいたしておりますのでございまして、大幅な拡大をはかってまいりたいと思ひます。

なお、この資金は設備資金でございますけれども、一件の中小公庫の限度額は五千万円でございますが、この件につきましては、八千万円を限度額にするというふうにいたしておるわけでございます。それから、これは現在特利の七・七％というものがついておるわけでございますけれども、これは従来の近代化促進の体系と同じ金利体系にいたしたわけでございますけれども、さらにこれを引き下げるよう努力してまいりたいと思ひます。

おります。

○中村(重)委員 大蔵省にお尋ねをいたしますが、中小企業庁から来年度七十億を要求しておる。十五億というのは当初予算で、初年度予算であつたわけでありましようから、振興計画というものが進むまいであらうというところで、それなりにわかるわけですが、しかし、この下請振興計画、このことが下請事業に対するところの自主性を強めてくるということ、相当情熱を燃やして取り組んでいこうとする中小企業庁の考え方であるわけでありましよう。したがって、相当振興計画は進んでいくであらう、また協会も全国的に設立されるであらうと私も期待をするわけでありましよう。そうなつてきますと、七十億というものは、私は、これに参加する企業の数等々から判断をしてみまして、これではどうにもならないのだ。また、一企業当たり八千万円にしようということでありましようが、これも最高限であつて、実際は一万、二千万というのもあるであらう。それ以上は出せないというふうな実態でありますならば、これはいかんともしかたがありませんけれども、この七十億というものが大蔵省の査定段階において削られるということになってまいりますと、せっかくのこのいい構想というふうなものも、実際は実を結んでこないというふうな感じがいたしますが、大蔵省はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、この際ひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○中橋説明員 先ほど中小企業庁長官よりお答えがありましたように、来年度の予算編成に関連いたしまして、従来予定をされておりました十五億円の貸し付け規模をふやすようにというふうなことで、あるいはその他の要求があることは、そのとおりでございます。これに對しまして私どもがどういうふうに対処するかというところは、これはなお一般的にいろいろ同種のものがございます。中小企業金融公庫、国民金融公庫、その他いろいろのものがございまして、それらの問題をあわせて処理をいたさなければなりませんから、今後な

お予算折衝上の問題として中小企業庁と考えてまいりたいと思つております。

ただ、前通常国会にこの法案が出ましたときに、企業庁といふいろいろ相談をいたしました。この法案のねらいといたしまして趣旨を十分生かすべく、それからまた、すでにあります。たとえば近頃、法によりますところの近代化促進計画というふうなものに對するいろいろ融資上の特典というふうなものも勘案いたしまして、近頃法並みのものでやろうというふうな決定をいたしましたわけでございます。今後の推移等もございまいしうけれども、やはり私どもといたしましては、同じ近頃法の中で中小企業が目ざしております近代化促進計画、あるいはさらにそれをもっと徹底いたしまして構造改善計画、それと今回御審議になつております下請振興計画のこの振興計画というふうなもの、と、彼此勘案いたしましていろいろ決定をいたさなければならぬ要素もございまして。なお、今後とも企業庁と、そういう面のバランスをとりながら検討してまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 吉光長官にお尋ねいたしますが、中小企業の公害対策、私どもが先ほど修正可決をいたしました水質汚濁防止法案の中におきましても、特にこの中小企業に對するところの公害関係設備ということに對しては特段の措置を講ずるべきであるということを一項挿入をいたしたくらいであります。したがって、この振興計画と、いま私が申し上げました公害関係設備に對する融資というものは、これは直接関係があるのではないことはもちろん理解をいたしておりますけれども、この振興計画によつて融資をしておるから公害関係の設備というふうなものもその中から補え、ということになってまいりますと、私はたいへんだと思つたのです。ですから、それらの点についてどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○吉光政府委員 御指摘のように、別の問題でございまして、公害防止事業を積極的に進めなければならぬその防止施設と、いまこちらで考へて

おります振興計画の中に、公害につきましても問題内容的に含まれてくることはあり得るわけでございますけれども、また、そうあることが望ましい場合の業種もあり得ると思つたわけでございますけれども、資金的な手当てをいたしましては、近代化のために必要な資金というふうなもの、それから公害防止のために必要な資金というふうなものにつきましては、それぞれ別の系統の問題として資金ワケを確保いたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 金利と償還期間の問題についてお尋ねをしたいわけですが、大蔵省の審議官がお見えですからその見解も伺ひたいのです。大体これは金利が七分七厘、償還期限が七年ということでございますが、これを縮めることについては、確信を持ったお答えをいま伺ふことは若干無理ではないかと思ひます。

したがらして、通産大臣にこの際お答えをいただきたいと思ひます。構造改善事業も、御承知のとおり金利は七分でありましよう。近代化設備に對しましては、中小企業振興事業団から二分七厘の金利でもって融資がされておる。それから償還期限も十五年でございまして、ずつと延びてまいりました。ところが、これが画期的な法律案であるという自信を持つてお出しになつており、将来に大きな期待を下請振興のためにかけていらっしゃるわけでありましよう。そこで、これに参加をするという中小企業に對して、初年度は十五億を予算化して、先ほどお答えのように一企業当たり最高八千万という資金を貸していただくというわけですが、七分七厘という金利は高過ぎると思ひます。私どもは、金利がどの程度であるべきかというところを検討して、五％が適当であらうというふうな考え方をまとめましたけれども、しかし、そこまでは私は申し上げませんが、少なくとも構造改善事業に對する融資の程度、七分で償還期限も十年ないし十二年、三年まで延長するということでないならばならないと思ひます。せつかく中小下請企業の振興をはかつていこうというわけでございますから、ひとつ通産大臣としても大いに努力をして

いたかなければならぬと思います。お考え方をこの際、ひとつ明確にしておいていただきたいと思うのです。

○宮澤内閣大臣 御発言の御趣旨はよく承知いたしました。大蔵省にもいろいろ御苦勞もあることと思いますが、せっかく新しい施策を決定させようとしたのです、その趣旨もよく御説明をいたしまして、極力努力をいたしたいと思ひます。

○中村(重)委員 それから、大蔵省の審議官がお見えだと思ひますが、税制上の優遇措置としてどのようにお考えになつていらっしゃるのか。

○吉田(大)政府委員 お答えいたします。すでに先生御承知のとおり、ことしの改正、すなわち昭和四十五年度の税制改正におきまして、下請振興のための各種の制度を設けております。さらにこれに加えて、税制上の優遇措置について通産省から幾つかの御要望を現在いただいております。こういう措置につきましては、申すまでもなく中小企業一般との兼ね合いにおきまして目下慎重に検討をいたしておる次第でございます。税制調査会におはかりをして今後結論を出したい、かように考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 時間の関係がありますので、またあらためて適当な機会にお尋ねをすることにいたしますが、この法律案の中身を見ますと、説明の中にあるわけですが、この振興計画に参加をする共同施設に対して、中小企業振興事業団資金の優先貸し付けというのがあるわけですね。これは当然なことだというようにも感じられるわけですが、私はそれを否定するものではございません。ただ心配になりますのは、中小企業振興事業団の融資も現在ですら非常に不足をしておるわけですね。だからこの資金ワクをもっと拡大してもらいたいという要請が非常に強いわけですよ。そこで今度は、新しいこうした事業であるからというので、それに優先貸し付けをするということによって、これに参加をしない企業の高度化資金というようなものが相当押えられてくるということであつては、これはどうにもならないと思ひ

○中村(重)委員 共同施設に対して、親が何%程度賦課金として支出をするのかという点に對して、先ほど一割程度というお答えがあつたわけですね。これはあまりたくさん出させると、金を出したということについて下請に対する締めつけというものが起こってくる。私も非常に心配をいたしております。従属化というやうなものが、そこで起こるおそれがある。確かにその点はそうだと思ひます。ただし、私は額の問題ではないと思ひます。いわゆる量の問題ではない。こ

○中村(重)委員 資金ワクの問題その他も、先ほどお答えいたしましたように、現在検討中でございます。予算の時期にその他のものともどもにきまらるわけでございます。それまでになお中小企業庁とともに検討したいと思ひております。

○吉田(大)政府委員 御審議願つておりますのは新しい施策でございます。従来のものに取つてかわるわけではございません。したがつて中小企業振興事業団の資金におきましても、新しいこういう要請を取り入れられるやうな形で予算要求をし、また実現をいたしたい。前段につきまして私はそう思つております。

○中村(重)委員 資金ワクの問題その他も、先ほどお答えいたしましたように、現在検討中でございます。予算の時期にその他のものともどもにきまらるわけでございます。それまでになお中小企業庁とともに検討したいと思ひております。

○吉田(大)政府委員 御審議願つておりますのは新しい施策でございます。従来のものに取つてかわるわけではございません。したがつて中小企業振興事業団の資金におきましても、新しいこういう要請を取り入れられるやうな形で予算要求をし、また実現をいたしたい。前段につきまして私はそう思つております。

○中村(重)委員 資金ワクの問題その他も、先ほどお答えいたしましたように、現在検討中でございます。予算の時期にその他のものともどもにきまらるわけでございます。それまでになお中小企業庁とともに検討したいと思ひております。

○吉田(大)政府委員 御審議願つておりますのは新しい施策でございます。従来のものに取つてかわるわけではございません。したがつて中小企業振興事業団の資金におきましても、新しいこういう要請を取り入れられるやうな形で予算要求をし、また実現をいたしたい。前段につきまして私はそう思つております。

○中村(重)委員 資金ワクの問題その他も、先ほどお答えいたしましたように、現在検討中でございます。予算の時期にその他のものともどもにきまらるわけでございます。それまでになお中小企業庁とともに検討したいと思ひております。

○吉田(大)政府委員 御審議願つておりますのは新しい施策でございます。従来のものに取つてかわるわけではございません。したがつて中小企業振興事業団の資金におきましても、新しいこういう要請を取り入れられるやうな形で予算要求をし、また実現をいたしたい。前段につきまして私はそう思つております。

○中村(重)委員 資金ワクの問題その他も、先ほどお答えいたしましたように、現在検討中でございます。予算の時期にその他のものともどもにきまらるわけでございます。それまでになお中小企業庁とともに検討したいと思ひております。

○吉田(大)政府委員 御審議願つておりますのは新しい施策でございます。従来のものに取つてかわるわけではございません。したがつて中小企業振興事業団の資金におきましても、新しいこういう要請を取り入れられるやうな形で予算要求をし、また実現をいたしたい。前段につきまして私はそう思つております。

これは現在ですら、親企業と下請企業との関係というものは従属的な関係である。優越的な地位というものを親企業は堅持している。単価も一方的にきめます。支払い条件も一方的にきめておるのです。中には下請が非常に優位に立つておるといふところも全くないではないと思ひます。しかし全般的に見ますと、依然として親企業がそうした優越的な立場にあるといふこと、そういうことで一方的にすべての取りきめがなされてきている。したがつてこの賦課金の問題にいたしましても、申し上げましたように、量の問題ではないのであつて、実際はこれを従属化しないやうにどうしていかうのかということが問題となるであらうといふやうに考えます。したがつて、これは一律にその程度で押えていこうとするのか、あるいはこの振興計画に対しては、親はこの程度だといふやうに実質的にそれぞれの振興計画の中できめさせていこうとお考えになつていらっしゃるのかどうか、その点を伺いたいといふこと。まだありますけれども、一応お答えを願ひましよう。

○吉田(大)政府委員 先ほどお答え申し上げましたのは一応のめどといふことで、そういう数字を検討いたしておるところでございます。実際の問題といひましたしましては、それぞれの実情に應じました、実態に即した姿のものが出てくるものと思つております。ただ今回の仕組みは、あくまでも下請企業者の自主性を尊重してやるということが中心でございます。したがつて、判断をいたすにあたりまして、あくまでも下請中小企業者の自主性がそこなわれない、それがその実態に應じます場合の基本的な態度になるというふうに考えております。

○中村(重)委員 それからこの賦課金ですが、賦課金によって共同施設がつくられるわけですね。したがつて財産権の問題というのが起こってくるのだらうと思ひます。そこで、大企業は単に賦課金を出すわけですが、その賦課金というものは財産権とは結びつかないのかどうか、補助というやうな形式になるのかどうか。これは法律案の中身

○中村(重)委員 最後にお尋ねをいたしまして、本会議の時間の関係もありましてから終つたと思ひますが、この振興計画が特定の親企業に対する依存度三〇%。もちろんこれは三〇%以下といふことでも差しつかへはないわけですね。ところが、この特定親企業を中心とした振興計画がでさう上ります。そして、いまお答えがありましたように、親企業が賦課金を出すわけですね。そこで共同施設がつくられる。その共同施設を利用して事業の運営というものがなされてくるわけですね。そうなつてくると、親企業は、できるだけ下請企業というものを他の親企業を中心とする振興計画に入れないで、自分のほうだけしかり押えていこうといふやうな形になりがちなんです。それは実は人情でもあらうと思ひます。そうなつてくると、問題点の従属関係というものがますますもつて強められてくる。そうなつてまいりますと、当然、複数の振興計画というやうなものがつくられなければならない。それに加入の自由というものが保障されなければならない。もちろんそれは自由なやうであります。自由なやうではありますけれども、片一方に強い力でもつて締めつけが、もうほかの計画の中に入れない入れまいとする動き、それが現場においてあるわけですから、やはりよほど強力な行政指導というものがなされて、せっかくのこの下請企業の振興、それから振興計画、振興協会の運営というこの三本の柱が有効に動いていかなければならないというように思ひます。せっかくつくつた法

○中村(重)委員 最後にお尋ねをいたしまして、本会議の時間の関係もありましてから終つたと思ひますが、この振興計画が特定の親企業に対する依存度三〇%。もちろんこれは三〇%以下といふことでも差しつかへはないわけですね。ところが、この特定親企業を中心とした振興計画がでさう上ります。そして、いまお答えがありましたように、親企業が賦課金を出すわけですね。そこで共同施設がつくられる。その共同施設を利用して事業の運営というものがなされてくるわけですね。そうなつてくると、親企業は、できるだけ下請企業というものを他の親企業を中心とする振興計画に入れないで、自分のほうだけしかり押えていこうといふやうな形になりがちなんです。それは実は人情でもあらうと思ひます。そうなつてくると、問題点の従属関係というものがますますもつて強められてくる。そうなつてまいりますと、当然、複数の振興計画というやうなものがつくられなければならない。それに加入の自由というものが保障されなければならない。もちろんそれは自由なやうであります。自由なやうではありますけれども、片一方に強い力でもつて締めつけが、もうほかの計画の中に入れない入れまいとする動き、それが現場においてあるわけですから、やはりよほど強力な行政指導というものがなされて、せっかくのこの下請企業の振興、それから振興計画、振興協会の運営というこの三本の柱が有効に動いていかなければならないというように思ひます。せっかくつくつた法

○中村(重)委員 最後にお尋ねをいたしまして、本会議の時間の関係もありましてから終つたと思ひますが、この振興計画が特定の親企業に対する依存度三〇%。もちろんこれは三〇%以下といふことでも差しつかへはないわけですね。ところが、この特定親企業を中心とした振興計画がでさう上ります。そして、いまお答えがありましたように、親企業が賦課金を出すわけですね。そこで共同施設がつくられる。その共同施設を利用して事業の運営というものがなされてくるわけですね。そうなつてくると、親企業は、できるだけ下請企業というものを他の親企業を中心とする振興計画に入れないで、自分のほうだけしかり押えていこうといふやうな形になりがちなんです。それは実は人情でもあらうと思ひます。そうなつてくると、問題点の従属関係というものがますますもつて強められてくる。そうなつてまいりますと、当然、複数の振興計画というやうなものがつくられなければならない。それに加入の自由というものが保障されなければならない。もちろんそれは自由なやうであります。自由なやうではありますけれども、片一方に強い力でもつて締めつけが、もうほかの計画の中に入れない入れまいとする動き、それが現場においてあるわけですから、やはりよほど強力な行政指導というものがなされて、せっかくのこの下請企業の振興、それから振興計画、振興協会の運営というこの三本の柱が有効に動いていかなければならないというように思ひます。せっかくつくつた法

律案がここに制定されて法律として動くわけでありますから、この運用の面について今後どのような熱意をもって対処していこうとしていらっしゃるか、この際、大臣の指導方針のほどを伺っておきたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 それはごもっともな御心配であると思ひます。立法の本来の趣旨が、下請企業に自主性を付与したい、それについては親もある程度は協力をし、協力はあるが、しかし自主性をそこなうような干渉がましいことがあってはならぬ、こういう趣旨でございます。本来が、下請企業者に自主性を付与し、できるだけ多角的な関係を結ばせようというのでございますから、ただいまのようなことは、計画の行政指導あるいは承認にあたりまして、そういうことの起こりませんように極力気を付けなければならぬ問題でございます。御心配はごもっともでございますから、極力気を付けてまいります。

○八田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○八田委員長 本案に対し、武藤嘉文君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案にかかる修正案が提出されております。

下請中小企業振興法案に対する修正案
下請中小企業振興法案の一部を次のように修正する。

第一条中「推進することにより、」の下に「下請関係を近代化して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう」を加える。
第三条第二項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。
四 単価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

五 下請事業者の組織化の推進に関する事項
第五条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 特定親事業者は、特定下請組合が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該特定下請組合と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。
第十一条第二号中「応ずる」を「応じ、その解決についてあつせん又は調停を行なう」に改める。

○八田委員長 まず、修正案について提出者から趣旨の説明を求めます。中村重光君。
○中村(重)委員 ただいま議題となりました自主民主党、日本社会党、公明党及び民社党共同提出による下請中小企業振興法案に対する修正案につきまして、提出の趣旨を御説明申し上げます。
案文は、お手元に配付いたしておるとおりであります。
以下、各項目について若干御説明をいたします。

第一点は、目的の修正であります。御承知のように、本案の制度は、いわゆる親子ぐるみの近代化をはかるユニークなものであります。下請関係の特殊な実情にかんがみまして、下請中小企業の振興をはかる上において、特に下請中小企業の自主性の確保をはかることが重要でありますので、中小企業基本法第十八条を引き、目的の明確化をはかつたのであります。

第二点は、下請中小企業者及び親事業者のよるべき一般的基本準として定められる振興基準の内容に、取引条件の改善及び下請中小企業の組織化に関する事項を定めることとしたこととあります。

第三点は、振興事業計画の作成について、親事業者は、下請組合の申し出に対し、協議し協力しなければならぬことを明定したこととあります。

第四点は、下請企業振興協会は、下請取引に関する紛争のあつせん、調停を行なうことができることとした点であります。

以上が修正案の要旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○八田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○八田委員長 これより討論に入るのであります。が、本案並びに修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
武藤嘉文君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○八田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○八田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

なお、ただいまの修正議決に伴ひまして、条項、字句等の整理を要する場合は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○八田委員長 次に、本法律案に対し、武藤嘉文君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。武藤嘉文君。

○武藤委員 ただいま議題となりました自由民主

党、日本社会党、公明党及び民社党共同提出による附帯決議案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付したとおりでございます。各項の内容につきましては案文で十分御理解が願えると思ひますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

下請中小企業振興法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、振興基準の作成、振興事業計画の承認等にあつては、下請中小企業の自主性の確保について十分配慮するとともに、振興事業計画を実施する下請中小企業者が、必要に応じ自由に他の親事業者とも振興事業計画を実施することができるよう指導すること。

二、親事業者に対して、下請中小企業の組織化・近代化について積極的に協力するよう指導するとともに、発注量、発注単価、代金の支払方法、製品の検収等下請取引について、適正な慣行を樹立することによりその改善を図るよう指導すること。

三、下請企業振興協会の機構を拡充強化し、各協会間の連絡の緊密化を図る等下請取引のあつせん機能の向上に努めるとともに、下請取引に関する紛争については、十分な調整機能をもち得るよう下請企業振興協会を改組すること。

四、下請中小企業振興貸付の貸付枠の拡大、金利の引下げ及び償還期間の延長を図るほか、中小企業振興事業団資金の優先活用等により、振興事業計画の実施に支障を生ずることのないよう十分配慮するとともに、振興事業計画にもとづき下請中小企業者が設置する設備について、税制上の優遇措置を講ずること。

五、下請中小企業協同組合の連合会について、その育成強化を図ること。

○八田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

別に発言がなければ直ちに採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められております。これを許します。宮澤通商産業大臣。

○宮澤国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨を十分尊重いたしまして善処いたします。

○八田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時七分散会

昭和四十五年十二月二十四日印刷

昭和四十五年十二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F